



後期アクションプラン

第二次町田市環境マスタープラン推進計画

2017 ~ 2021



水とみどりとにぎわいの調和した

環境都市 まちだ

を目指して



町田市

目 次

第1章 後期アクションプランについて	2
1. 後期アクションプランとは	2
2. 計画の期間	3
3. 社会情勢の変化	3
4. 第二次町田市環境マスターplanの前期総括	4
5. 後期アクションプランの方向性	7
6. 計画の構成	10
第2章 第二次町田市環境マスターplanの環境像を実現するために取り組むこと	12
基本目標 1 地域で取り組む地球温暖化の防止	14
基本目標 2 自然環境と歴史的文化的環境の保全	28
基本目標 3 持続可能な循環型社会の構築	42
基本目標 4 良好な生活環境の創造	54
基本目標 5 環境に配慮した生活スタイルの定着	64
付属資料	72
1. 2021年度までの達成目標一覧	72
2. 前期アクションプラン 重点事業の進捗結果	75
3. 用語解説	78
コラム	
● COOL CHOICE	21
● 2020年の水素エネルギー	22
● 地球にやさしいライフスタイル	25
● 植物の二酸化炭素吸収作用	27
● 市内の里地里山	39
● 町田市のみどりの特徴	39
● 町田市の遺跡	41

■本文中に「*」のある用語については、付属資料に用語解説を掲載しています。

第1章 後期アクションプランについて

1 後期アクションプランとは

第二次町田市環境マスタープランについて

町田市では、1993年に制定された「環境基本法」を受け、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会*を目指し、2000年に「町田市環境基本条例*」を制定しました。この条例により、2002年3月には環境基本計画である「町田市環境マスタープラン」(以下「前計画」)を策定しました。

2011年度に前計画の計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化や前計画の課題を踏まえ、2012年度以降の10年間の計画として策定したのが、「第二次町田市環境マスタープラン」です。本計画では、町田市の望ましい環境像として「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」を掲げ、これを実現するための5つの基本目標を設定しました。



望ましい環境像とは

町田市が持つ2つの魅力、「水とみどりに象徴される豊かな自然」と「商業都市、学園都市としての活気に満ちたまちのにぎわい」が調和した、環境に配慮したまちを、町田市の望ましい環境像として掲げています。

基本目標1

地域で取り組む地球温暖化の防止

基本目標5

環境に配慮した生活スタイルの定着

基本目標2

自然環境と歴史的文化的環境の保全

基本目標4

良好な生活環境の創造

基本目標3

持続可能な循環型社会の構築

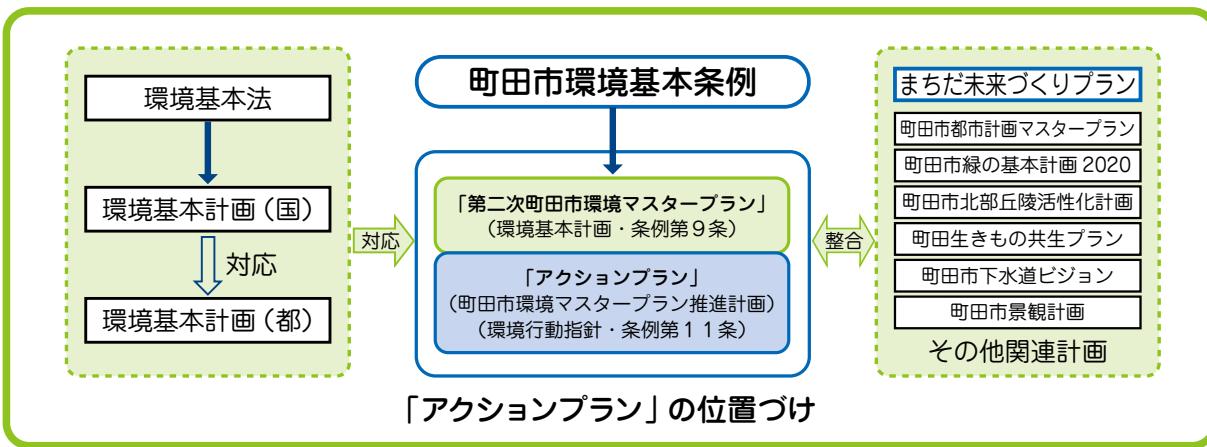
5つの基本目標とは

「望ましい環境像」を実現するために、5つの基本目標を環境施策の柱として設定しています。また、基本目標ごとに3つの数値目標を達成目標として掲げています。

後期アクションプランとは

アクションプランは、「第二次町田市環境マスタープラン」を進めるための行政の取り組みを示すとともに、町田市環境基本条例に「環境行動指針」として規定されている市民・事業者の取り組みも合わせて示し、前期5年間(2012年度～)と後期5年間(2017年度～)に分けて作成しています。

「後期アクションプラン」では、前期の取り組み成果を発展させ、行政と市民・事業者がそれぞれの立場で、あるいは協働で取り組みを行い、「町田市が将来に引き継ぐよりよい環境づくり」を目指すものとしています。また、町田市の環境に関連するさまざまな条例や計画とも整合を図りつつ取り組みを進めていきます。



2 計画の期間

「後期アクションプラン」の計画期間は、2017年度から2021年度の5年間です。



3 社会情勢の変化

「第二次町田市環境マスターplan」策定以降、環境を取り巻く状況は大きく変化しました。国内最高気温の更新や各地での局地的大雨など、気候変動により生活環境が脅かされ、また、東日本大震災を契機としたエネルギー需給の課題が顕在化しています。

国際社会では、2015年11、12月にフランスのパリ市で**国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)**が開催され、新たな温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定*」が採択されました。国は、2016年5月に地球温暖化対策の推進に関する基本方向を示した「**地球温暖化対策計画**」を策定し、2030年度までの中期目標として、**温室効果ガス*排出量の26%削減(2013年度比)**を目指すこととしています。

一方、東京都は、2020年の**東京オリンピック・パラリンピック競技大会**とその後を見据えた「**東京都環境基本計画**」を2016年3月に策定しました。この中には、スマートエネルギー都市*の実現、持続可能な資源利用、生物多様性*の保全などを目指した環境施策が盛り込まれています。町田市においては、生物多様性地域戦略としての「**町田生きもの共生プラン**」を2015年3月に策定し、生物多様性の保全に関する施策や取り組みのはじめの一歩を踏み出しました。

「後期アクションプラン」では、以上のような環境に関連する社会情勢の変化に対応した施策の展開が求められています。

第二次町田市環境マスタープランの前期総括

「第二次町田市環境マスタープラン」で設定した5つの基本目標ごとの達成目標を実現するため、「前期アクションプラン」では、市が重点的に取り組むものとして28の重点事業を中心に、様々な取り組みを実施しました。

28の重点事業のうち21の事業について、前期計画期間である2016年度末に目標を達成する見込みです。（付属資料「前期アクションプラン 重点事業の進捗結果」参照）

主な成果としては、「町田生きもの共生プラン」の策定（基本目標2）や「連節バスの運行開始」（基本目標4）、「まちだのエコページ」の開設（基本目標5）などがあげられます。

一方、基本目標ごとに設定した2021年度までの達成目標の進捗状況は、「水辺とのふれあいについて満足している市民の割合の増加」（基本目標2-②）など順調なものもありますが、「市民一人当たりの二酸化炭素の排出量の削減」（基本目標1-①）など現状では目標達成が難しいものや「エコファーマー*認定農業者数の増加」（基本目標2-③）など指標の見直しが必要なものもあります。

前期期間における基本目標ごとの達成目標の現状及び課題

基本目標1 地域で取り組む地球温暖化の防止

【達成目標の現状】

2021年度までの達成目標	達成状況					
	基準年	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2021年度
①市民一人あたりの二酸化炭素排出量（2010年度、3.8t-CO ₂ /人）の10%削減を目指します。	3.8t-CO ₂ /人	3.93t-CO ₂ /人	3.67t-CO ₂ /人	4.03t-CO ₂ /人	3.89t-CO ₂ /人	3.42t-CO ₂ /人
②再生可能エネルギーの市内エネルギー消費量に対する割合0.3%（2010年度、0.05%）を目指します。	0.05%	0.09%	0.11%	0.14%	0.15%	0.30%
③マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011年度、37.1%）の10ポイント増の47.1%を目指します。	37.1%	36.2%	35.8%	33.7%	33.6%	47.1%

- ① 東日本大震災以降、省エネルギーの取り組みは浸透し、電力、都市ガス等の使用量は減少していますが、原子力発電が停止し化石燃料使用による発電が増加した影響で、二酸化炭素排出量の削減は進んでいません。
- ② 市内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギー*の割合は順調に推移しており、継続的な取り組みが求められます。
- ③ マイカー使用ができるだけ控える市民の割合は毎年減少しています。50歳代以上と比較すると30歳代・40歳代の実施率が低くなっています。

【課題】

達成目標の①③の実現には、市民一人ひとりの意識の向上が不可欠です。そのためには、市民が取り組みやすい省エネ活動を推進する必要があります。

特に、建物や自動車を中心とした二酸化炭素削減に関する取り組みが重要です。

基本目標2 自然環境と歴史的文化的環境の保全

【達成目標の現状】

2021年度までの達成目標	達成状況					
	基準年	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2021年度
①市域面積に占める安定的に確保された緑地の割合(2010年度、28.9%)を、2020年度までに概ね30%確保することを目指します。	28.9%	28.8%	28.7%	28.8%	28.6%	30%
②町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて満足している市民の割合(2011年度、39.8%)の10ポイント増の49.8%を目指します。	39.8%	38.5%	42.8%	43.3%	43.3%	49.8%
③市内エコファーマー認定農業者数(2010年度、74人)の5%増(4人以上)を目指します。	74人	41人	41人	30人	28人	78人

- ① 市域面積に占める緑地の割合は減少しています。緑地保全基金等を活用し緑地確保に取り組んでいますが、生産緑地の減少もあり、基準年度比で減となっています。
- ② 水辺とのふれあいについては、満足している市民の割合は順調に増加しています。
- ③ エコファーマー認定農業者数は28人と減少しています。東京都の制度の変更により認定を更新する農業者が少なく、現状に適さない目標設定となっています。

【課題】

緑地の確保とともに、身近なみどりや水辺の魅力向上のため新たな情報発信の検討が必要です。また、達成目標③は、前期の取り組みを踏まえた適切な目標に置き換え、新たな目標の実現に向けた施策の展開が必要です。

基本目標3 持続可能な循環型社会の構築

【達成目標の現状】

2021年度までの達成目標	達成状況					
	基準年	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2021年度
①ごみとして処理する量(2009年度、9万9千t)を40%削減し、2020年度に6万tにします。	99,152t	100,198t	99,438t	98,671t	97,553t	60,000t
②一人一日あたりのごみとして処理する量(2010年度、842g/人・日)を、2020年度までに782g/人・日に削減することを目指します。	842.0g	831.4g	831.0g	819.3g	806.3g	782.0g
③資源化率(2010年度、26.7%)を、2020年度までに54%まで高めることを目指します。	26.7%	25.2%	25.9%	25.4%	25.7%	54%

① ごみとして処理する量(資源ごみを除く)は、基準年と比較して事業系ごみは増加していますが、家庭系ごみが減少していることで、全体として減少傾向にあります。新たな資源化施設の稼働により約26,000tは資源化*される予定ですが、それを除いた約11,500tの減量が必要となります。

②③ 一人一日あたりのごみとして処理する量(総ごみ量)は、806gと減少してきています。また、資源化率*については、横ばいの状況です。

一人一日あたりのごみとして処理する量(総ごみ量)は減少していることから、各種取り組みや情報発信により、ごみ減量に関する意識は浸透していると思われます。また、新たな資源化施設の稼働により、資源化率も上昇する見込みですが、目標値に対しては更なる減量と資源化に向けた取り組みが必要です。

【課題】

達成目標の実現には、更なるごみの減量が必要であり、具体的な減量のターゲットを定めた「ごみ減量アクションプラン」(2015年11月策定)を市民・事業者との協働で推進することが不可欠です。また、資源化施設の稼働に向けた取り組みも引き続き必要です。

基本目標4 良好な生活環境の創造

【達成目標の現状】

2021年度までの達成目標		達成状況					
		基準年	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2021年度
①大気に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。	SO ₂ *	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	NO ₂ *	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	SPM*	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	O _x *	0%	0%	0%	0%	0%	100%
②鶴見川、境川、恩田川の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。	BOD*	鶴見川	100%	100%	97%	94%	100%
		境川	100%	100%	100%	100%	100%
		恩田川	100%	100%	100%	100%	100%
	SS*	鶴見川	100%	100%	100%	100%	100%
		境川	100%	100%	100%	100%	100%
	pH*	鶴見川	100%	94%	94%	97%	84%
		境川	100%	90%	90%	95%	85%
		恩田川	83%	67%	75%	67%	50%
③居住地の周辺環境について満足している市民の割合(2011年度、62.7%)の5ポイント増の67.7%を目指します。		62.7%	61.1%	56.8%	66.3%	66.5%	67.7%

- ① 大気に関する項目は、光化学オキシダント(O_x)を除き環境基準*を達成しています。
※光化学オキシダント(O_x)については、10ページの関連情報をご覧ください。
- ② 河川に関する項目も、水素イオン濃度(pH)以外は環境基準を達成しています。水素イオン濃度は、3河川ともアルカリ側に超過しています。河川中の藻の光合成の影響と考えられ、解決のためには総合治水的な取り組みが必要です。
- ③ 周辺環境に満足している市民の割合は、2013年度を除き増えつつあります。しかし、建物が乱立し街並みに調和がない、電柱や電線が美しくないなどの景観に関する意見や、航空機騒音に関する不満が見られます。

【課題】

大気質・水質について、環境基準を達成していない項目の分析を行うとともに、わかりやすい情報発信が必要です。周辺環境については、航空機騒音に対する要請等の取り組みを継続することに加え、景観ガイドラインを活用し、安心で快適な住環境を実現する必要があります。



基本目標5 環境に配慮した生活スタイルの定着

【達成目標の現状】

2021年度までの達成目標	達成状況					
	基準年	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2021年度
①環境に配慮した行動を行っている市民の割合(2011年度、40.7%)の10ポイント増の50.7%を目指します。	40.7%	37.9%	38.3%	39.8%	39.7%	50.7%
②市内の小中学校での環境教育や環境配慮行動の100%実施を目指します。	—	100%	100%	100%	100%	100%
③環境学習や環境に関するイベント等に積極的(いつも・ときどき)に参加する市民の割合(2011年度、10.6%)の7ポイント増の17.6%を目指します。	10.6%	10.1%	10.8%	12.2%	14.4%	17.6%

- ① 市民の環境配慮行動の実施割合は、微減しています。ごみの分別や節電、エコドライブ*等の省エネ行動は比較的実施率が高く、環境にやさしい商品の購入や町田市産の農産物を選んで買うなどは実施率が低くなっています。
- ② 小中学校における環境学習は全校で継続的に実施され、定着しています。
- ③ 環境学習や環境に関するイベントへの参加率は増加傾向にあります。年代別にみると年齢が高くなるにつれ参加率は高くなる傾向があり、特に70歳以上の参加率は20%を超えています。

【課題】

環境に配慮した行動や環境に関するイベントへの参加率を高めていくには、市民の実生活での行動につながる取り組みの推進が必要です。そのために、地域における環境学習を推進する人材育成や、年齢層やテーマなどのターゲットを明確にした情報発信の工夫も求められています。

5

後期アクションプランの方向性

社会情勢の変化や「第二次町田市環境マスタープラン」の前期総括から、以下の4つの視点で「後期アクションプラン」の方向性を示します。

社会情勢の変化への対応

● 地球温暖化防止

温室効果ガスの排出量削減や吸収源を確保する「緩和策」だけでなく、実際に影響が生じた場合の対処策「適応策」についても目を向け、施策を展開します。

● 東京オリンピック・パラリンピック競技大会

東京都が掲げる、環境施策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」の実現に向けた取り組みに留意し、施策を展開します。

● 生物多様性保全

「町田生きもの共生プラン」で目指す将来像の達成に向け、その基盤を確かなものとするための施策を盛り込み、展開します。

達成目標の実現

「後期アクションプラン」では、「前期アクションプラン」で行ってきた仕組みづくりをはじめとする各施策の成果を発展させ、「第二次町田市環境マスターplan」の達成目標の実現に結びつけます。

達成目標指標等の見直し

①達成目標指標の見直し

●基本目標 2-③

エコファーマー認定農業者は、東京都の制度の変更により認定農業者の増加は見込まれず、指標が現状にそぐわないものになっています。

一方、前期期間に策定した「町田生きもの共生プラン」に基づく施策の展開は、後期期間における重要なテーマです。

「基本目標2 自然環境と歴史的文化的環境の保全」を達成するため、後期期間では、「エコファーマーの増加」から「生物多様性の保全」に軸を移し、「生きものに関心のある市民の割合」を新たな指標とします。

(旧) 市内エコファーマー認定農業者数の5%増(4人以上)を目指します。



(新) 市民アンケート調査による生きものに関心のある市民の割合40%を目指します。

●基本目標 4-①

大気に関する項目のうち光化学オキシダント(Ox)は、環境基準の達成には広域的な取り組みが必要で、一自治体の目標値として設定するものとしてはそぐわないものとなっています。(関連情報参照)

光化学オキシダントに関する観測・対策は継続して行いますが、達成目標の指標からは外すこととします。

大気に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。

(旧) 対象: SO₂, NO₂, SPM, O_x ⇒ (新) 対象: SO₂, NO₂, SPM

関連情報

光化学オキシダント

光化学オキシダント(Ox)の環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であることとされており、市内の測定箇所2箇所ではどちらもこの基準を達成していません。全国においても環境基準の達成箇所は全1,189局中1局(2014年度)と少なく、原因物質となる窒素化合物(NO_x)及び揮発性有機化合物*(VOC)などの排出抑制といった広域的な連携が必要とされています。



首都圏では近年、光化学オキシダントの濃度は上昇傾向にあり、日射量の影響によって、特に夏季における濃度上昇が懸念されています。

東京都では、原因物質である窒素化合物と炭化水素の関係性など、光化学オキシダントの生成メカニズムの研究を継続するとともに、原因物質の排出抑制対策を進めています。

光化学オキシダント発生のメカニズム
出典：東京都環境局

②名称の見直し

- 基本目標3の達成目標の表現を、よりわかりやすくするため修正します。

達成目標① ごみとして処理する量

⇒ごみとして処理する量（資源ごみを含まない）

達成目標② ごみとして処理する量

⇒総ごみ量（資源ごみを含む）

- 施策の見出し名は、現状に即した名称に変更します。

（例）2-[4]の施策③（旧）エコファーマーの育成を進めます。

（新）環境保全型農業*に取り組む農業者の育成を進めます。

市民・事業者との協働

「後期アクションプラン」は、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、また協働して取り組みを行う計画として、市民、事業者の取り組みを支援するとともに、行政との協働事業についてより一層の展開を図っていきます。

基本目標ごとの方向性

基本目標ごとに今後5年間に進むべき方向性（テーマ）をまとめたものが以下の図になります。この方向性を基に、重点施策等を選定します。

地域で取り組む地球 温暖化の防止

- 建物及び自動車を中心とした省エネ対策
- 水素エネルギー普及事業
- 適応策としてのヒートアイランド対策

自然環境と歴史的 文化的環境の保全

- 「町田生きもの共生プラン」による施設展開
- 身近なみどりの増加・魅力の向上
- 水辺の魅力の向上

環境に配慮した生活 スタイルの定着

- 地域における環境学習を推進する人材の育成
- 学校での環境教育の充実
- 環境情報の発信強化

持続可能な循環型 社会の構築

- 「ごみ減量アクションプラン」施策の展開
- 事業者との協働による施策の展開
- 計画的な施設整備

良好な生活環境の 創造

- 水質汚濁物質等の排出抑制に関する市民・事業者への働きかけ
- 景観ガイドライン等を活用した施策の展開

「第二次町田市環境マスタープラン」と「後期アクションプラン」の構成は以下のとおりです。

「第二次町田市環境マスタープラン」では、望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標を環境施策の大綱として位置づけ、その下に施策の基本テーマを設定しています。

第二次町田市環境マスタープラン 「基本目標」と「施策の基本テーマ」

1 地域で取り組む地球温暖化の防止 ～低炭素社会を目指すまちづくり～

- 1-【1】 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します
- 1-【2】 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります
- 1-【3】 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます
- 1-【4】 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

2 自然環境と歴史的文化的環境の保全 ～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

- 2-【1】 みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます
- 2-【2】 水辺の保全・活用と水環境の健全化を進めます
- 2-【3】 生物多様性の保全を進めます
- 2-【4】 谷戸の環境と農地・農業を守ります
- 2-【5】 歴史的文化的環境を守ります

3 持続可能な循環型社会の構築 ～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

- 3-【1】 ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します
- 3-【2】 ごみの発生抑制、再使用を進めます
- 3-【3】 ごみの資源化を進めます
- 3-【4】 ごみの適正な排出・処理を進めます

4 良好な生活環境の創造 ～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

- 4-【1】 大気汚染の防止に努めます
- 4-【2】 良好な水質の確保に努めます
- 4-【3】 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります
- 4-【4】 美しいまち並みづくりを進めます

5 環境に配慮した生活スタイルの定着 ～学び・協働で進めるまちづくり～

- 5-【1】 次世代を担う子どもの環境学習を進めます
- 5-【2】 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します
- 5-【3】 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

「後期アクションプラン」は、市の取り組みと市民・事業者の取り組みで構成し、市が重点的に取り組む事業を重点事業として設定しています。

後期アクションプラン

<市の取り組み、市民・事業者の取り組み>

市の取り組み

- 重点事業
- 1 「わたしのエコ宣言」による家庭での取り組み支援
 - 2 みどりのカーテン等の積極的な導入
 - 3 歩道の透水性舗装の整備
 - 4 路線バス利用環境整備
 - 5 水素ステーションの誘致
 - 6 エコドライブの周知、普及・啓発の実施
 - 7 特別緑地保全地区等の指定拡大

市民・事業者の取り組み

市の取り組み

- 重点事業
- 8 都市計画公園の用地取得・整備
 - 9 水辺の魅力の発信
 - 10 生物多様性情報拠点機能の構築・充実
 - 11 北部丘陵の整備
 - 12 遊休農地のあっせん
 - 13 観光交流拠点を活用したイベントの実施

市民・事業者の取り組み

市の取り組み

- 重点事業
- 14 情報発信拠点としてのリサイクル広場の活用
 - 15 ごみ減量に関する出前講座の充実
 - 16 食品ロスの啓発等、各種キャンペーンの実施
 - 17 事業所向け情報提供の実施
 - 18 生ごみ処理機の導入促進
 - 19 ごみ・資源の新たな効果的な収集方法の検討
 - 20 熱回収施設等の整備
 - 21 資源ごみ処理施設の整備

市民・事業者の取り組み

市の取り組み

- 重点事業
- 22 自転車利用環境の整備
 - 23 下水道未整備箇所の汚水管整備の推進
 - 24 下水処理水の水質向上
 - 25 有害化学物質の適正管理・処理の指導
 - 26 生活風景宣言等による良好な景観づくり

市民・事業者の取り組み

市の取り組み

- 重点事業
- 27 環境副読本を活用した環境学習の実施
 - 28 子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施
 - 29 まちだエコ宣言制度の推進
 - 30 ホームページの充実による情報集約・発信
 - 31 ごみ減量サポーターの地域活動支援

市民・事業者の取り組み

第二次町田市環境マスタープランの環境像を実現するために取り組むこと

「第二次町田市環境マスタープラン」では、町田市の望ましい環境像、基本目標の実現を目指し、2021年度までの達成目標を掲げています。

本章では、達成目標の実現に向けて2021年度までの後期5年間で推進する、市の取り組み、市民・事業者の取り組みを示します。

2章の見方

第2章では基本目標ごとの施策・取り組みについて、以下のような項目でまとめています。

基本目標

2021年度までの達成目標

基本目標ごとに設定された3つの達成目標を示しています。

1 地域で取り組む地球温暖化の防止

～低炭素社会*を目指すまちづくり～

2021年度までの達成目標

- 市民一人あたりの二酸化炭素排出量（2010年度、3.8t-CO₂/人）の10%削減を目指します。
- 再生可能エネルギー*の市内エネルギー消費量に対する割合0.3%（2010年度、0.05%）を目指します。
- マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011年度、37.1%）の10ポイント増の47.1%を目指します。

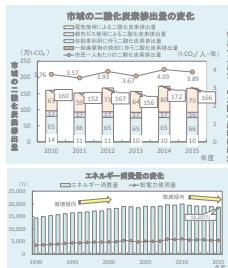
14

現状と動向

基本目標にかかる現状と動向を図表を用いて整理しています。

<地球温暖化の現状と動向>

世界の平均気温は1900年から2000年までに約1℃上昇し、その主な原因となる二酸化炭素の濃度は、1900年の約300ppmが、2014年には約400ppmへと約30%上昇しています。このような状況の中、2015年に採択されたパリ協定では、世界共通の目標として、産業革命からの平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃以内に抑える努力をすることが明記されました。



町田市域の二酸化炭素排出量は、年度ごとに増減が見られますが、全体としては増加傾向にあります。その割合は、電気使用が約45%、自動車利用が約40%を占めています。

二酸化炭素排出量が増加する一方で、エネルギー消費量は、微減傾向にあります。これは二酸化炭素排出量の算出に使用する電気の二酸化炭素排出係数が増加している影響です。

エネルギー消費量の更なる削減のため、家庭での省エネ活動の推進に加え、高効率省エネルギー機器への転換や、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等の住宅の省エネ性能向上といった、ソフト・ハード両面からの取り組みが重要です。



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/szh/)

施設の方向性

家庭での省エネ活動の推進や公共交通機関の利用促進の施策に加え、水素エネルギー普及事業の取り組みを盛り込みます。また、緑のカーテン*の積極的な導入や透水性舗装の整備により、ヒートアイランド対策に取り組みます。

基本目標を構成する施策の体系図

大柱、中柱、市が重点的に取り組む事業を体系図で示しています。

施策の方向性

現状と動向を踏まえ、後期アクションプランで推進する施策展開の考え方を示しています。



*コラム ⇒ 直接施策では取り上げていない事項の紹介読み物
関連情報 ⇒ 施策に関連する内容や用語の紹介

市の取り組み

市が行う具体的な取り組みを所管部署とともに示しています。

市民の取り組み

市民の方がそれぞれの立場でできる環境を保全し改善していくための取り組みを示しています。

1-[4] 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

市の取り組み

● 重点事業に開拓する取り組み、()：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 二酸化炭素吸収源を維持するため、緑地を保全します

- 特別緑地保全地区等の指定等の拡大（公園緑地課）
- 市内緑地の適正な維持管理（公園緑地課）
- 街路樹の適正な維持管理（道路維持課）

施策② 二酸化炭素吸収量の増加を図るため、緑化を推進します

- 緑化推進に関する方策の検討（環境・自然共生課・環境政策課）

重点事業？ 特別緑地保全地区等の指定拡大【1-[4]-施策①】

概要	二酸化炭素の吸収源としてみどりを確保するため、特別緑地保全地区等の指定拡大を目指します。
目標	特別緑地保全地区の面積の増加
現状値	43ha(2015年度)
目標値	46ha(2021年度)
実施時期	継続実施
所管課	公園緑地課

関連情報

特別緑地保全地区とは

特別緑地保全地区は、「都市緑地法」に基づき、無秩序な市街地の防止に資する緑地。歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地の保全を図ることを目的として指定するものです。

市内では2016年現在10箇所が指定されています。



市民の取り組み

◇ 二酸化炭素の吸収源を維持するために…

- 市内の緑地に生育する樹木は、吸収した二酸化炭素を体内に蓄えています。二酸化炭素吸収源を減らさないために、町田市ふるさとの森などの緑地で行われている保全活動に参加しましょう。
- 緑の保全基金への出捐により緑地の保全活動を支援しましょう。

◇ 二酸化炭素の吸収量を増やすために…

- 庭に樹木などのみどりを植えましょう。

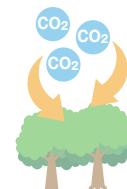
事業者の取り組み

◇ 二酸化炭素の吸収源を維持するために…

- 市内の緑地で保全活動を行うことを検討しましょう。
- 事業の直接的な関わりで緑地を減らさないようにしましょう。
- 自然環境の維持保全に配慮したグリーン商品の購入に努めましょう。
- 緑の保全基金への出捐により緑地の保全活動を支援しましょう。

◇ 二酸化炭素の吸収量を増やすために…

- 事業所の敷地内に樹木などのみどりを植えましょう。



26

27

重点事業

市が重点的に取り組む事業の内容です。事業の概要、目標、現状値、目標値、実施時期、所管課の内容を示しています。

事業者の取り組み

事業者がそれぞれの立場でできる環境を保全し改善していくための取り組みを示しています。

地域で取り組む地球温暖化の防止

～低炭素社会*を目指すまちづくり～

2021年度までの達成目標

- 市民一人あたりの二酸化炭素排出量（2010 年度、3.8 t -CO₂/ 人）の 10% 削減を目指します。
- 再生可能エネルギー*の市内エネルギー消費量に対する割合 0.3%（2010 年度、0.05%）を目指します。
- マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011 年度、37.1%）の 10 ポイント増の 47.1% を目指します。

体系図

基本目標（大柱）

1. 地域で取り組む地球温暖化の防止

施策の基本テーマ（中柱）

1-【1】 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

重点事業 1 「わたしのエコ宣言」による家庭での取り組み支援

1-【2】 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

重点事業 2 みどりのカーテン等の積極的な導入

1-【3】 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます

重点事業 3 歩道の透水性舗装の整備

重点事業 4 路線バス利用環境整備

重点事業 5 水素ステーションの誘致

重点事業 6 エコドライブの周知、普及・啓発の実施

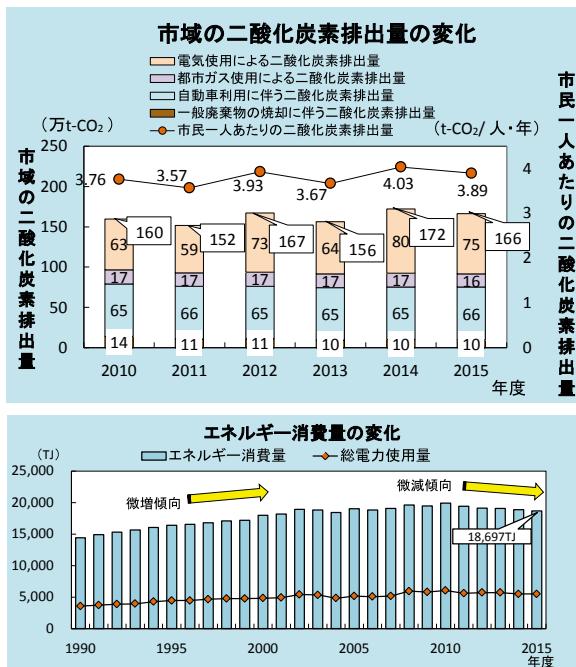
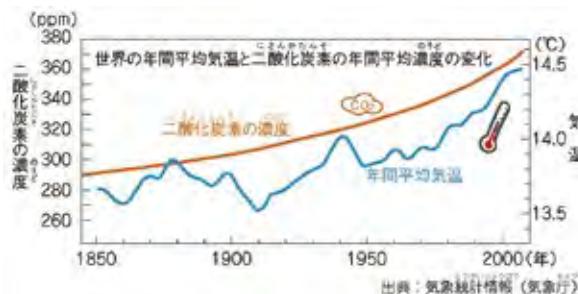
1-【4】 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

重点事業 7 特別緑地保全地区等の指定拡大

＜地球温暖化の現状と動向＞

世界の平均気温は1900年から2000年までに約1℃上昇し、その主な原因となる二酸化炭素の濃度は、1900年の約300ppmが、2014年には約400ppmへと約30%上昇しています。

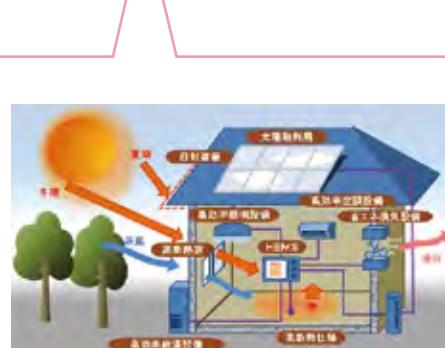
このような状況の中、2015年に採択されたパリ協定では、世界共通の目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃以内に抑える努力をすることが明記されました。



町田市域の二酸化炭素排出量は、年度ごとに増減が見られますが、全体としては増加傾向にあります。その排出割合は、電気使用が約45%、自動車利用が約40%を占めています。

二酸化炭素排出量が増加する一方で、エネルギー消費量は、微減傾向にあります。これは二酸化炭素排出量の算出に使用する電気の二酸化炭素排出係数が増加している影響です。

エネルギー消費量の更なる削減のため、家庭での省エネ活動の推進に加え、高効率省エネルギー機器への転換や、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス*等の住宅の省エネ性能向上といった、ソフト・ハード両面からの取り組みが重要です。



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとは、「快適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅です。

そのためには、次のような点が住宅に求められます。

- ・高断熱でエネルギーを極力必要としない
(夏は涼しく、冬は暖かく)
- ・高性能設備で上手に省エネする
- ・太陽光発電などでエネルギーを創る

施策の方向性

家庭での省エネ活動の推進や公共交通機関の利用促進の施策に加え、水素エネルギー普及事業の取り組みを盛り込みます。また、緑のカーテン*の積極的な導入や透水性舗装の整備により、ヒートアイランド対策に取り組みます。

1-[1] 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 地球温暖化対策の取り組みの情報を分かりやすく発信します

- パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取り組みや助成制度等の情報提供（環境・自然共生課）
- 地球温暖化対策の具体的な取り組みの周知（環境・自然共生課）

施策② 温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます

- 市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表（環境政策課）
- 家庭でのエネルギー使用量を測定するための「省エネナビ」等の貸し出しの実施（環境・自然共生課）
- エネルギー使用測定のためのツールやアプリに関する情報の収集・提供（環境・自然共生課）

施策③ 地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促進するための仕組みを運用します

-  ● 「わたしのエコ宣言」の実施による家庭での取り組み支援
(環境・自然共生課)



わたしのエコ宣言
オリジナルステッカー

重点事業 1 「わたしのエコ宣言」による家庭での取り組み支援 【1-[1]- 施策③】

新規

概要	市民に、地球温暖化防止のために日常生活の中で行う取り組みを宣言してもらい、参加状況から二酸化炭素削減の合計量をホームページで公表し、参加者が効果を実感することにより更なる環境配慮行動の推進につなげます。		
目標	わたしのエコ宣言参加者の増加		
現状値	—	目標値	10,000人(2021年度)
実施時期	2016年度から実施		
所管課	環境・自然共生課		

市民の取り組み

◇ 日常生活における電力消費量や二酸化炭素排出量を知りたいときは・・・

- ・クール・ネット東京等がホームページ等で公表している環境家計簿を利用して、二酸化炭素排出量を計算してみましょう。
- ・町田市が貸し出しを行っている省エネナビやエコワット等を利用して、消費電力量を測定してみましょう。

◇ 日常生活の中で地球温暖化対策に取り組みたいときは・・・

- ・21ページのコラムで紹介しているホームページなどを参考に、地球温暖化対策の取り組みを実践してみましょう。
- ・「わたしのエコ宣言」に参加して、省エネを実践しましょう。

事業者の取り組み

◇ エアコン・冷蔵庫の利用がある場合は・・・

- ・冷媒として使用される「代替フロン」は、高い温室効果を有しています。フロン排出抑制法で管理者に義務付けられている点検を適切に実施しましょう。

◇ 事業活動の中で地球温暖化対策に取り組みたいときは・・・

- ・クールビズやウォームビズを励行しましょう。
- ・従業員に対する省エネ研修を実施しましょう。
- ・21ページのコラムで紹介しているホームページなどを参考に、事業活動でできる地球温暖化対策の取り組みを実践してみましょう。

◇ 事業所や商店街等での省エネの推進は・・・

- ・大規模事業所、事業者組合、商店街等で省エネ活動を推進することを宣言し、実践してみましょう。

1-[2] 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

市の取り組み

●: 重点事業に関連する取り組み、: 市民等との協働事業、(): 所管課

施策① 公共施設における取り組みを進めます

- ・公共施設への再生可能エネルギー*・省エネ機器の導入推進（営繕課、施設課）
- ・ごみの資源化施設*への再生可能エネルギーの導入推進（循環型施設整備課）
- ・未利用エネルギーの活用*（水再生センター）
- ・街路灯・園内灯の省エネ化（道路維持課、公園緑地課）
- ・市庁舎の屋上緑化・壁面緑化（庁舎活用課）
- みどりのカーテン*等の積極的な導入（環境・自然共生課）

施策② 家庭における取り組みを促進します

- ・市民を対象とした住宅用太陽光発電システムをはじめとする省エネ機器の情報提供による普及促進（環境・自然共生課）
- ・家庭への省エネ機器等の導入支援の検討、情報提供（環境・自然共生課）
- みどりのカーテン等の積極的な導入（環境・自然共生課）

施策③ 事業活動における取り組みを促進します

- ・事業活動における省エネの促進のための情報提供（環境・自然共生課）
- まちだエコ宣言制度の推進（環境・自然共生課）
- ・商店街街路灯のLED化推進（産業観光課）
- ・事業活動における再生可能エネルギーの導入、省エネ促進のための融資に係る利子の一部補助（産業観光課）

重点事業 2 みどりのカーテン等の積極的な導入 【1-[2]- 施策①②】

新規

概要	市民団体「緑のカーテンプロジェクト」等と協働で、公共施設への緑のカーテン普及を図るとともに、家庭における緑のカーテン普及を推進します。		
目標	<p>① 公共施設参加数の増加 ② 市民向け苗の配布数の増加</p>		
現状値	① 45施設(2015年度) ② 8,000苗(2015年度)	目標値	① 300施設(2021年度) ② 10,000苗(2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	環境・自然共生課		

市民の取り組み

◇ 家庭でエネルギーを使うときは・・・

- ・照明やOA機器等のこまめなスイッチオフを心がけましょう。
- ・エアコンは設定温度や風向きを適切に調節しましょう。

◇ 夏の日差しや暑さを和らげるために・・・

- ・夏の冷房時には、熱の7割が窓（開口部）から入ってきます。暑さを和らげるため、緑のカーテン、遮熱フィルム、すだれやよしずなどで直射日光を遮蔽しましょう。
- ・植物や打ち水からの水分の蒸発で周囲の気温が下がります。庭の緑化や隣近所と共同して生活道路にお風呂の残り水等を散水しましょう。

◇ 電化製品を購入するとき、住宅を新築・改築するときは・・・

- ・照明のLED化や省エネ機器を購入しましょう。
- ・断熱性・遮熱性の高い窓ガラスや外壁などを選び、省エネ住宅にしましょう。
- ・太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の再生可能エネルギーを導入しましょう。

関連情報

緑のカーテンの効果

窓の外にゴーヤ等のつる性の植物をはわせる緑のカーテン。単に日陰ができるだけではなく、植物の葉からの水分蒸発により、周囲の温度上昇を抑える効果があります。

効果の大きさは日当たりや風通し等の条件に左右されますが、市の施設で、緑のカーテンの外側と内側（建物側）を比較したところ、最大7.3℃の温度差が観測されました。

緑のカーテンで室温の上昇を抑え、エアコンの設定温度を上げたり、エアコンなしで過ごすことができれば、節電効果が期待できます。



事業者の取り組み

◇ エネルギーを使うときは・・・

- ・照明やOA機器等のこまめなスイッチオフを心がけ、不要なエネルギー使用はやめましょう。
- ・施設設備の定期検査、点検により、エネルギー効率を確認しましょう。
- ・関連情報で紹介している省エネ診断を受けて、省エネ対策に取り組んでみましょう。

◇ 夏の日差しや暑さを和らげるために・・・

- ・緑のカーテンづくりや屋上緑化、壁面緑化を行いましょう。
- ・個々の事業所では屋外スペースの緑化や散水を行いましょう。
- ・商店街で共同して打ち水を行いましょう。

◇ 施設や設備を新築・改築・更新するときは・・・

- ・LED照明等の省エネ機器の設置、ビルや工場でのエネルギー管理システム*の導入等の省エネ対策を行いましょう。
- ・太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の再生可能エネルギーを導入しましょう。関連情報で紹介している町田市中小企業融資制度が利用できます。

関連情報

無料でできる事業者向け省エネ診断

東京都地球温暖化防止活動推進センターでは、事業者を対象として、毎年無料の省エネルギー診断を行っています。

参考：クール・ネット東京ホームページ>トップページ>事業所向け>省エネ診断(事業所向け)
(<https://www.tokyo-co2down.jp/index.html>)

関連情報

町田市中小企業融資制度

町田市では、市内の中小企業が円滑に資金調達できるよう中小企業融資制度を整備しています。その資金種類の1つ、「環境改善整備資金」は、東京都の環境確保条例等で定める環境基準を満たす施設への改修を用途とする融資の利息や、太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムなどの設置のための融資の利息の全額補助を行っています。

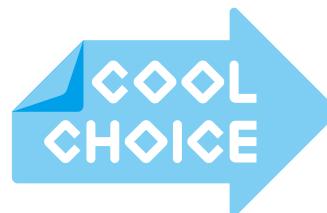
[お問い合わせ] 経済観光部 産業観光課

コラム

「COOL CHOICE(クールチョイス)」

CO₂排出を抑えるため、環境省が進める国民運動「COOL CHOICE」は、自動車、家電、住宅など身の回りのものを選ぶときに、低炭素型の商品やサービスを選ぶことを推進するものです。

日本には賢い省エネアイディアや、最先端技術があります。これらが合わさった「次世代の暮らし方」を選んでいくことがCO₂排出を抑えることにつながります。



未来の
ために、
いま選ぼう。

「COOL CHOICE」ロゴマーク



あなたの小さな日常の選択が未来を変えます。
地球のための「賢いCOOLな選択」をしましょう。

「COOL CHOICE」のホームページでは、日常の様々な選択が紹介されています。また、個人や団体の運動への賛同登録を受け付けています。

(<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>)

1—[3] 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 町田市全体で取り組む、地球温暖化防止行動を進めます

- 道路の新設や改良工事における、歩道部の透水性舗装の実施（道路整備課）
 - ・町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供（環境・自然共生課）
 - ・ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの実施（環境・自然共生課）

施策② 自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【4-[1]-施策③で再掲】

- 路線バスの利用環境整備（交通事業推進課）
 - ・地域コミュニティバス等の運行（交通事業推進課）
 - ・市が開催するイベント時の公共交通利用の推進（環境・自然共生課）

施策③ 低公害車の普及促進等を図ります【4-[1]-施策④で再掲】

- 水素ステーションの誘致（環境・自然共生課）
- エコドライブ*の周知、普及・啓発（環境・自然共生課）
 - ・次世代自動車等の低公害車*の普及促進（環境・自然共生課）
 - ・低公害車〔天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車*等〕の公用車としての導入検討・実施（管財課）

施策④ 自転車利用環境の整備を進めます【4-[1]-施策⑤で再掲】

- ・自転車走行空間の検討・整備（道路政策課、道路整備課）
- ・自転車駐車場の整備（道路管理課）
- ・市職員の近隣移動時の自転車利用の推進（環境・自然共生課、管財課）

施策⑤ 町田の農産物の地産地消*を推進します【2-[4]-施策⑤で再掲】

- ・学校給食での地場産農産物の利用推進（農業振興課）
- ・まち☆ベジマップ（農産物直売所マップ）、まち☆ベジグルメ店なびの配布による地産地消PR（農業振興課）

コラム

2020年の水素エネルギー

水素エネルギーは、使用するときにCO₂を排出しないクリーンなエネルギーです。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会では選手村に水素ステーションを設置し、燃料電池自動車等への供給が予定されています。また、水素を輸送するパイプラインや次世代型水素燃料電池等、新技術の導入の検討を進め、その後の水素社会実現へ向けたモデルとなる水素供給システムの構築が計画されています。



燃料電池自動車

重点事業3 歩道の透水性舗装の整備 【1-[3]- 施策①】

概要	雨水を浸透させることで地下水を保全し水循環*の健全化を図るため、道路の新設や改良工事時に歩道の透水性舗装の整備を進めます。		
目標	透水性舗装面積の増加		
現状値	25,958 m ² (2015年度)	目標値	34,240 m ² (2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	道路整備課		

重点事業4 路線バス利用環境整備 【1-[3]- 施策②】

概要	公共交通利用を促進するため、バス事業者及び関係機関との協議・調整を行い、路線バスの乗り継ぎ拠点を整備し、乗り継ぎ拠点を活用したバス路線網の再編を行います。		
目標	既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了		
現状値	協議開始	目標値	既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了(2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	交通事業推進課		

重点事業5 水素ステーションの誘致 【1-[3]- 施策③】

新規

概要	燃料電池自動車*普及のため、水素ステーションの市内誘致に向けた取り組みを進めます。		
目標	水素ステーションの誘致		
現状値	—	目標値	定置式または移動式1施設(2021年度)
実施時期	2016年度から誘致活動実施		
所管課	環境・自然共生課		

重点事業6 エコドライブの周知、普及・啓発の実施 【1-[3]- 施策③】

概要	市域全体の温室効果ガス排出量の多くを占める自動車からの排出削減のため、エコドライブの周知、普及・啓発を行い、エコドライブを推進します。		
目標	エコドライブ実践者の割合の増加		
現状値	42.8% (2015年度)	目標値	エコドライブ実践者の割合 2015年度比 10 ポイント増 (2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	環境・自然共生課		

市民の取り組み

◇ 出かけるときや通勤時は・・・

- ・自動車の利用を控え、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用しましょう。

◇ 自動車を購入・利用するときは・・・

- ・自動車の買い替え時には、ハイブリッド車、電気自動車等の低公害車を積極的に選択しましょう。
- ・自動車を利用するときは、不必要的アイドリングをやめるなど、エコドライブを行いましょう。

◇ 農産物を購入するときは・・・

- ・遠い場所で生産された農産物を運ぶためには、多くのエネルギーを使用します。38ページの関連情報をお参考に、できる限り町田市で生産された農産物を購入しましょう。

事業者の取り組み

◇ 移動するときや通勤時は・・・

- ・自動車の利用を控え、できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を利用しましょう。

◇ 自動車を購入・利用するときは・・・

- ・社有車にハイブリッド車や電気自動車等の低公害車を積極的に導入しましょう。
- ・従業員やドライバーにアイドリングストップ*等のエコドライブの励行を周知しましょう。



町田農産物のマーク
「まち☆ベジ」

◇ 農産物を販売・購買するときは・・・

- ・できる限り町田市で生産された農産物を販売・購買することについて検討しましょう。

関連情報

透水性舗装の効果

透水性舗装は道路などをすき間の多い舗装材で舗装することで、舗装面上の雨水を地中に浸透させる工法です。道路上に水たまりができにくくなり、浸透した雨水は地下水の保全や涵養につながります。近年国内各地で発生し、ゲリラ豪雨とも呼ばれる局地的大雨の対策としても有効です。この局地的大雨は、地球温暖化により日本の気候が亜熱帯化してきていることが主な原因と考えられています。

また、透水性舗装は、舗装材のすき間の働きによりコンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積が緩和されるため、都市型の局地的大雨の要因の一つとも考えられているヒートアイランド現象（人口が集中した地域において、周辺部より温度が高くなる現象）に対しても、効果があるとされています。

このように、透水性舗装は、地球温暖化の適応策及び緩和策の両面からの効果が期待されています。

コラム

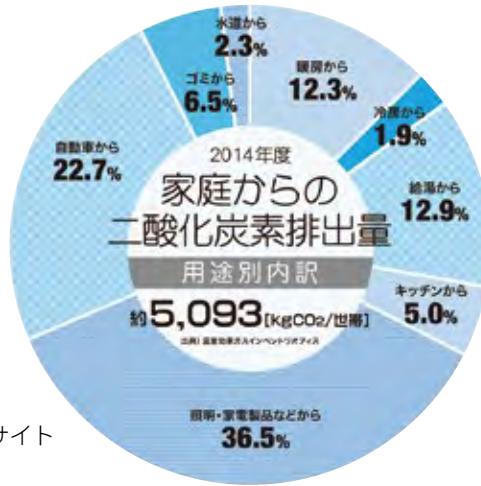
地球に優しいライフスタイル

地球温暖化の原因物質として、最も影響が大きいものは二酸化炭素(CO₂)です。

右の円グラフは、家庭からのCO₂排出量(世帯当たり、用途別)を示しています。照明・家電製品、給湯、冷暖房の使用によるCO₂の発生が多いことが分かります。

節電・省エネで、CO₂の排出を抑えましょう。

出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より



自動車の使用を控えることも、CO₂の削減に効果的です。いつも車で行く場所へ、歩きや、電車・バスで行ってみましょう。

たとえば、町田市を代表する公園、薬師池公園へ町田駅周辺から出かける場合の交通手段によるCO₂の排出量の違いは下表のようになります。

交通手段	CO ₂ 排出量	所要時間の目安
歩いて	0 g	1 時間
バスで	340 g	30 分
自家用自動車で	880 g	20 分

※移動距離 6km (片道) の一人あたりのCO₂ 排出量を算定

出典：「運輸・交通と環境 2016年版」交通エコロジー・モビリティ財団

また、市内には、40ページの関連情報で紹介しているフットパスなど、自然や歴史を感じながら歩くことができるコースがあります。お休みの日のリフレッシュに歩けば、適度な運動となり、日々の疲れやストレスの解消も期待できます。

地球に優しい暮らしは、あなたにも優しい暮らしです。

日々の生活の中で楽しみながら、地球温暖化対策に取り組みましょう。

1-[4] 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 二酸化炭素吸収源を維持するため、緑地を保全します

●特別緑地保全地区等の指定等の拡大（公園緑地課）

- ・市内緑地の適正な維持管理（公園緑地課）
- ・街路樹の適正な維持管理（道路維持課）

施策② 二酸化炭素吸収量の増加を図るため、緑化を推進します

- ・緑化推進に関連した対策の検討（環境・自然共生課、環境政策課）

重点事業 7 特別緑地保全地区等の指定拡大 【1-[4]- 施策①】

概要	二酸化炭素の吸収源としてみどりを確保するため、特別緑地保全地区等の指定拡大を目指します。		
目標	特別緑地保全地区の面積の増加		
現状値	43ha(2015年度)	目標値	46ha(2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	公園緑地課		

関連情報

特別緑地保全地区とは

特別緑地保全地区は、「都市緑地法」に基づき、無秩序な市街地化の防止に資する緑地、歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地の保全を図ることを目的として指定するものです。

市内では2016年現在10箇所が指定されています。



自然を大切にしましょう

市民の取り組み

◇ 二酸化炭素の吸収源を維持するために・・・

- ・市内の緑地に生育する樹木は、吸収した二酸化炭素を体内に蓄えています。二酸化炭素吸収源を減らさないために、町田市ふるさとの森などの緑地で行われている保全活動に参加しましょう。
- ・緑の保全基金への出捐により緑地等の保全活動を支援しましょう。

◇ 二酸化炭素の吸収量を増やすために・・・

- ・庭に樹木などのみどりを植えましょう。

事業者の取り組み

◇ 二酸化炭素の吸収源を維持するために・・・

- ・市内の緑地で保全活動を行うことを検討しましょう。
- ・事業の直接的な関与で緑地を減らさないようにしましょう。
- ・自然環境の維持保全に配慮したグリーン商品の購入に努めましょう。
- ・緑の保全基金への出捐により緑地等の保全活動を支援しましょう。

◇ 二酸化炭素の吸収量を増やすために・・・

- ・事業所の敷地内に樹木などのみどりを植えましょう。

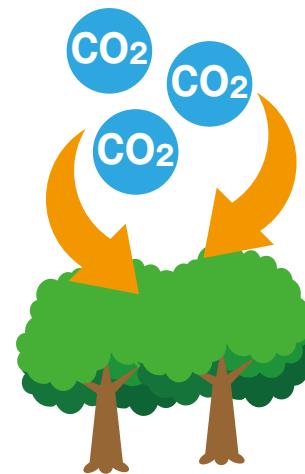
コラム

植物の二酸化炭素吸収作用

地球温暖化の対策には、二酸化炭素の排出量を削減するものの他、排出された二酸化炭素を減らす取り組みがあります。その一つが植物の光合成を利用して二酸化炭素を吸収する方法です。

通常の植物は、1年から数年かけて成長し枯れ、その後は、微生物により分解されます。成長過程で光合成により吸収した二酸化炭素は再び大気中にもどり、その量は増えも減りもしません。

一方、樹木は数十年から数百年かけて成長し、その間、二酸化炭素を取り込み、同化・固定します。伐採後、焼却されずに木材製品等になれば、炭素は固定されたままで、温暖化緩和策として有効なものとなります。しかし、老齢となった樹木が枯死すると二酸化炭素は放出されます。二酸化炭素の吸収源として有効性を保つためには、森林の下草刈りや間伐等の適切な管理、伐採後の木材の利活用が重要です。



2021年度までの達成目標

○市域面積に占める安定的に確保された緑地の割合^{注1)}(2010年度、28.9%)を、2020年度までに概ね30.0%確保することを目指します。^{注2)}【町田市緑の基本計画*2020】

注1) 下表を参照

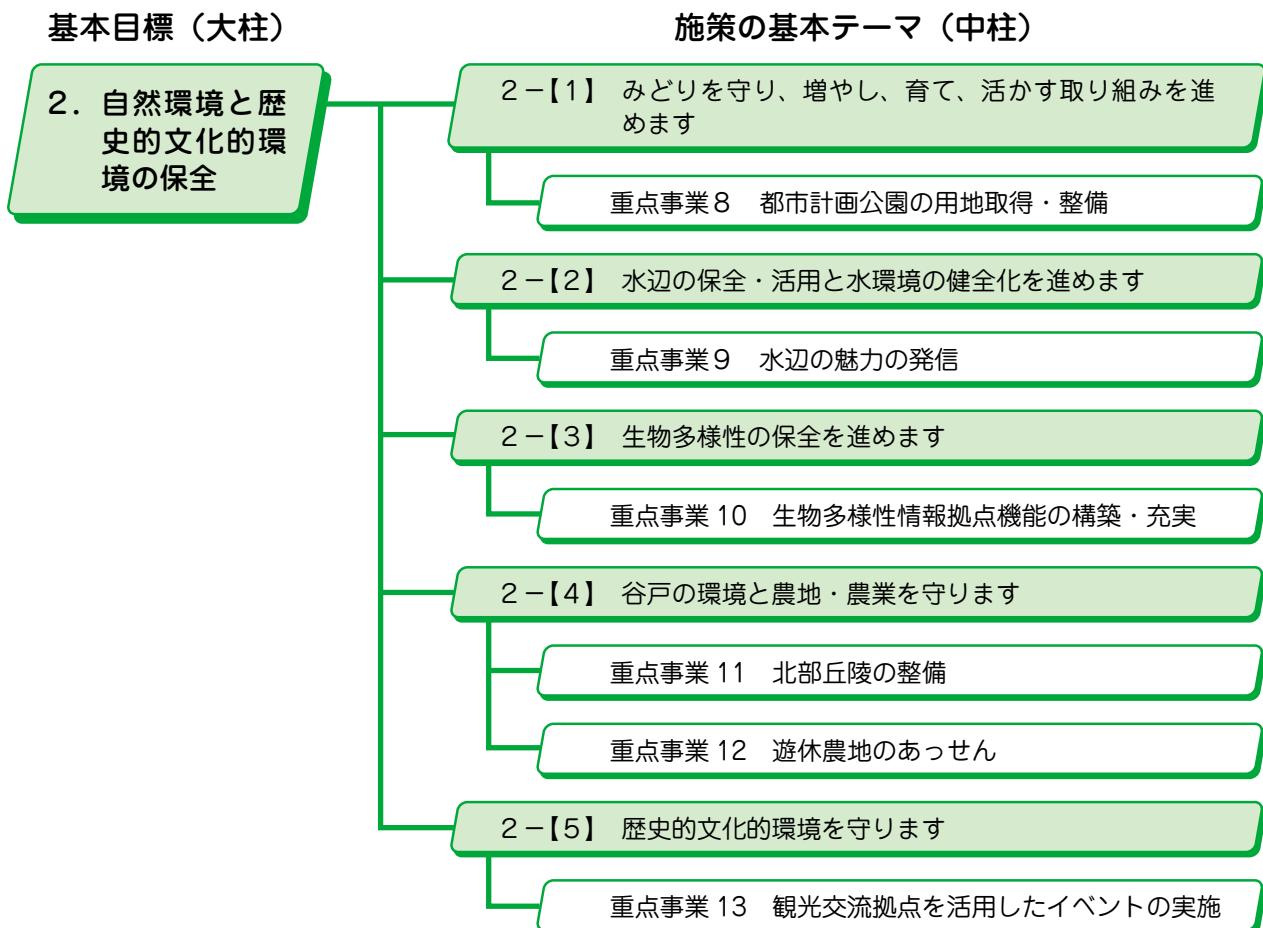
注2) 「町田市緑の基本計画2020」にあわせて、2020年度末の市域全体の緑地の確保目標を示しています。

2021年度以降の目標については、「町田市緑の基本計画2020」の見直し時に整合を図ります。

○町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて満足している市民の割合(2011年度、39.8%)の10ポイント増の49.8%を目指します。

○生きものに関心のある市民の割合40%(2013年度、31.3%)を目指します。

体系図



注1)

名 称	対象とする緑地
安定的に確保された緑地の割合 ('町田市緑の基本計画2020'で利用)	① 都市公園等の都市施設とする緑地(公園緑地等) ② 制度上安定した緑地(生産緑地地区、特別緑地保全地区等) ③ 社会通念上安定した緑地(ゴルフ場、社寺境内地等)

<自然環境の現状と動向>

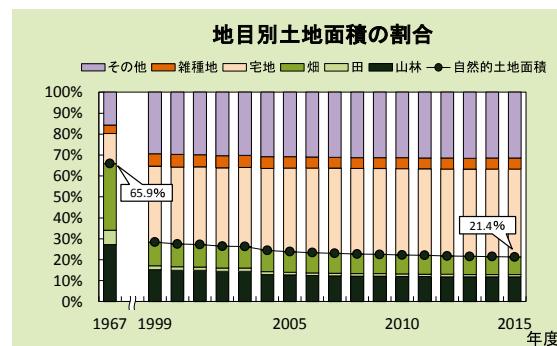
私たちが普段目にしている町田市内の豊かな緑は、多くの人々の取り組み、努力によって維持・保全されています。また、植物のみならず、生物多様性*という大きな枠組みの中で、源流域や雑木林、谷戸や公園といった多彩な自然環境に育まれながら、多種多様な生きものが生態系のバランスを保持しています。

しかしながら近年では、開発や人々の生活スタイルの変化に伴う緑地の減少が顕著であり、更には温暖化や自然環境悪化の影響で、人間と動植物との間に紡がれてきた従来の関わり合いや、その繋がりを支えてきた生息域が失われつつあります。

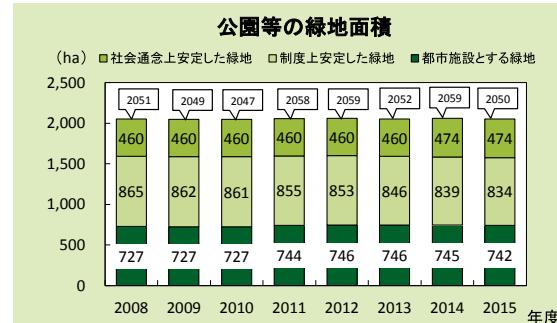
町田市には鶴見川や恩田川(鶴見川流域)、境川の源流があり、豊かな自然が保たれています。周囲に広がる丘陵部の谷戸*、また、市街地を流れる河川にも多様な生き物が生息しており、この流域環境を保全する取り組みを進めることも、大きな課題となっています。



上小山田みつやせせらぎ公園丸池



出典：地目別土地面積の推移（町田市、各年度1月1日現在）



出典：町田市公園緑地課資料

市内の緑地面積は、公園等では微増していますが、山林・田・畠などの自然的 土地面積は年々減少しています。

緑地の確保は、基本目標2で目指す、水とみどりと生き物を守り育むために重要な取り組みです。また、基本目標1で掲げる地球温暖化に対する取り組みとしても、緩和策、適応策の両方の効果を有しています。

施策の方向性

都市のみどりの要素である公園、街路樹について、引き続き整備を進めながら、「安定的に確保された緑地」の増加を目指しつつ、同時にその魅力を市民の方に伝えられるようなイベントを開催するなど、様々な緑化施策を進めていきます。また、「町田生きもの共生プラン」の将来像「源流から里山、街が織りなす、いのち輝く町田」を意識しながら、町田市の魅力ある自然環境を持続し、生きものと共に生きる環境を実現するべく、様々な事業に取り組んでいきます。

2-[1] みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます

市の取り組み

●: 重点事業に関連する取り組み、: 市民等との協働事業、(): 所管課

施策① 緑地の現状を把握し、公表します

- 市内公園緑地等の調査の実施（公園緑地課）
- 市域全体に対する緑地の割合の把握と公表（公園緑地課）

施策② みどりの保全を進めます

- 都市計画公園（町田薬師池公園四季彩の杜 西園・北園、野津田公園、芹ヶ谷公園）の整備（公園緑地課）
- 街路樹の適正な維持管理（道路維持課）

施策③ 身近なみどりを増やします

- 街区公園の整備（公園緑地課）
- 民間の施設における緑化の制度や基準〔緑化基準等〕の導入検討（公園緑地課）
- 市庁舎の屋上緑化・壁面緑化（庁舎活用課）
- みどりのカーテン等の積極的な導入（環境・自然共生課）【1-[2]-施策①②の再掲】

施策④ 市民協働による緑地の保全、維持管理を進めます

- 公園や施設等の緑について、公益的市民活動団体*による維持管理の運用支援（公園緑地課）
- 伐採木、伐採竹の製品化等による利用促進（環境・自然共生課）

施策⑤ 緑地を保全しながら活用し、ふれあいの場を確保します

- 自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供（公園緑地課、北部丘陵整備課）

重点事業 8 都市計画公園の用地取得・整備 【2-[1]- 施策②】

概要	市内のみどりの拠点となる都市公園として、町田薬師池公園四季彩の杜 西園・北園、野津田公園、芹ヶ谷公園の整備を進めます。		
目標	町田薬師池公園四季彩の杜 西園・北園の整備完了 野津田公園、芹ヶ谷公園の一部整備完了		
現状値	—	目標値	<ul style="list-style-type: none">町田薬師池公園四季彩の杜 整備完了 西園(2019年度)、北園(2020年度)一部整備完了 野津田公園(2021年度)、芹ヶ谷公園(2019年度)
実施時期	2017年度から実施		
所管課	公園緑地課		

市民の取り組み

◇ 市内のみどりについて知りたいときは・・・

- ・忠生公園（忠生1-3-1）やかしの木山自然公園（西成瀬3-3084）などで行われている自然観察会や自然講座などに参加しましょう。

◇ 市内のみどりを増やすために・・・

- ・屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンづくり、庭への植樹・芝生化、ブロック塀の生垣化に取り組んでみましょう。
- ・空き地を借りて、市民広場や市民農園として活用しましょう。

◇ 市内のみどりを守るために・・・

- ・市街地の生垣、旧家の屋敷林、丘陵地の縁など、みどりの維持管理活動に参加しましょう。

関連情報

忠生公園自然観察会

忠生公園（忠生1-3-1）は、多摩丘陵の典型的な谷戸の地形を生した公園です。

公園内にある忠生公園自然観察センター（忠生がにやら自然館）には、講習室や展示室などがあり、自然教育活動、自然資源を扱った展示公開、自然保护活動に利用できます。

定例自然観察会は、毎月第一日曜日の午前9時30分から行っています。1月・2月の“冬の早朝野鳥観察”は、午前8時00分から行っています。



[お問い合わせ] 忠生公園自然観察センター（忠生がにやら自然館）

事業者の取り組み

◇ 市内のみどりを増やすために・・・

- ・市内のみどりを増やすために、敷地内に樹木等のみどりを植えましょう。
- ・屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンづくりに取り組んでみましょう。
- ・市民やNPO等の緑化活動に積極的に協力しましょう。

◇ 市内のみどりを守るために・・・

- ・68ページの関連情報で紹介している東京グリーンシップ・アクションなどにより、市内の緑地での保全活動を行うことを検討しましょう。

2-[2] 水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 水辺環境を保全します

-  アダプト事業*による高ヶ坂松葉調整池の維持管理作業の支援（下水道管理課）

施策② 湧水地の保全、地下水保全のため、水源涵養域の保全、雨水の浸透を図ります

-  鶴見川・境川・恩田川等の水源涵養域*にある樹林地等の保全（公園緑地課）
- 道路の新設や改良工事における、歩道部の透水性舗装の実施（道路整備課）【1-[3]-施策①の再掲】
- 宅地開発・中高層建築物の雨水貯留施設*設置の指導及び個人住宅の雨水浸透設備設置補助事業の普及促進（下水道管理課）
- 宅地開発業者に対する雨水浸透施設*設置の指導（土地利用調整課）
- 東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導（環境保全課）
- 湧水調査の継続、湧水地の保全（環境・自然共生課、環境政策課）
- 市街化調整区域における特定土地利用行為に関する水循環の健全化（土地利用調整課）

施策③ 町田の水辺の魅力を発信します

- 水辺の魅力の発信（環境・自然共生課、公園緑地課）

重点事業 9 水辺の魅力の発信 【2-[2]- 施策②】

概要	市民の水辺に対する関心を高め、水辺の保全・活用を進めるため、水辺の魅力について情報発信を行います。		
目標	情報発信回数の増加		
現状値	一	目標値	20回(2021年度)
実施時期	2017年度から実施		
所管課	環境・自然共生課、公園緑地課		

市民の取り組み

◇ 子どもたちが遊べる水辺を守るために・・・

- ・71ページの関連情報で紹介している町田市のNPO法人の活動情報などを調べて、水辺の維持管理活動（清掃等）に参加しましょう。
- ・水辺の環境調査に参加しましょう。

◇ 湧水を保全・活用するために・・・

- ・水辺環境や湧水を地域で守る活動に参加しましょう。

◇ 地下水を保全するために・・・

- ・庭の雨水浸透性が増すように、雨水浸透枠の設置や緑地・裸地面積を増やすなどの工夫をしましょう。
- ・雨水を貯留し、庭への散水などに利用しましょう。

事業者の取り組み

◇ 市内の水辺を守るために・・・

- ・地域で実施されている水辺環境や湧水環境を守る活動へ参加しましょう。

◇ 地下水を保全するために・・・

- ・事業所等に雨水貯留・浸透施設を設置しましょう。
- ・必要以上に地下水を利用しないようにしましょう。
- ・再生水の利用など、水の利活用を進めましょう。

2-[3] 生物多様性の保全を進めます

市の取り組み

●: 重点事業に関連する取り組み、: 市民等との協働事業、(): 所管課

施策① 生物多様性に関する情報を発信します

●生物多様性情報拠点機能の構築・充実（環境・自然共生課）

- ・生物多様性の確保や外来生物*対策に関する市の方針、取り組み状況の発信、啓発活動の実施（環境・自然共生課）
- ・自然観察会、学習会等の開催（公園緑地課、北部丘陵整備課）

施策② 市内の生物の生育・生息状況を把握します

- ・市民協働による生きもの調査の実施（環境・自然共生課）

施策③ 生物多様性保全の取り組みを推進します

- ・学校におけるビオトープ*の創出、活用（指導課）
- ・熱回収施設等におけるビオトープの創出（循環型施設整備課）
- ・環境保全団体との協働による、生物の保全推進（環境・自然共生課、公園緑地課）
- ・NPO団体との協働による、貴重な生物の保全促進（北部丘陵整備課）
- ・ビオトープ作庭イベントの開催（環境・自然共生課）

施策④ 外来生物対策を進めます

- ・生態系や農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除（農業振興課）
- ・外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発（環境・自然共生課）

重点事業 10 生物多様性情報拠点機能の構築・充実 【2-[3]- 施策①】

新規

概要	町田市の生物多様性に関する情報や資料の収集・発信の拠点（生物多様性センター）の機能構築・充実を図ります。		
目標	生物多様性情報拠点機能の構築・充実		
現状値	内容、方向性の検討 (2015年度)	目標値	生物多様性情報拠点機能の構築・充実 (2021年度)
実施時期	2017年度～拠点機能の整備 継続実施：情報や資料の収集・発信		
所管課	環境・自然共生課		

市民の取り組み

◇ 市内に生育・生息する生き物を知りたいときは・・・

- ・忠生公園やかしの木山自然公園などで行われている自然観察会や自然環境についての環境講座に参加しましょう。
- ・市内で行われる「生きもの調査」へ参加しましょう。

◇ 多様な生き物の生育・生息環境を守るために・・・

- ・自然環境保全活動や、多様な生き物の生育・生息環境づくり、その維持管理活動等に参加しましょう。
- ・生物の生育・生息環境を増やすために、庭に花や木を植えることを検討しましょう。
- ・河川における生き物の生育・生息環境を守るため、自家用車の洗車は、油を取り除く装置の備わっている場所（ガソリンスタンドや自動車専用洗車場等）で行いましょう。

◇ 生き物を飼育するときは・・・

- ・地域の自然環境に悪影響を与えないため、ペットは最後まで看取りましょう。なお、町田動物愛護の会では、やむを得ない事情により飼育が困難になった犬・猫の新たな飼い主を探すキャンペーンを毎月行っています。
- ・野外で捕まえた生き物を放すときは、元の場所へ返しましょう。

事業者の取り組み

◇ 事業を計画するときは・・・

- ・生き物の生育・生息環境に配慮しましょう。
- ・植栽を行う際は、外来種を避け、地域にもともと生育している在来種を導入しましょう。

◇ 多様な生き物の生育・生息環境を守るために・・・

- ・68ページの関連情報で紹介している東京グリーンシップ・アクションへの参加などにより、市内で自然環境保全活動を行いましょう。
- ・事業所の敷地への植栽は、周辺の生物の生育・生息環境を把握し、生物多様性に配慮し、緑のネットワーク化を進めましょう。

関連情報

生物多様性とは

生物多様性とは、多くの生きものが、多様な自然環境とその変化に合わせて、存在しているということ、さらに、他の生きものとの間で様々なつながりを持って生きているということです。また、【生態系】の多様性、【種】の多様性、【遺伝子】の多様性の3つのレベルで多様性があるとされています。

詳しくは、「町田生きもの共生プラン～生物多様性 はじめの一歩～」をご覧ください。市のホームページでダウンロードできます。

2-[4] 谷戸の環境と農地・農業を守ります

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 谷戸の環境を保全し、活用します

北部丘陵の整備（北部丘陵整備課）

- ・樹林地の管理による里山の適正な更新（公園緑地課）
- ・東京都への緑地里山保全地域指定の要請（公園緑地課）
- ・市民を対象とした自然環境学習会による谷戸環境の再生管理（公園緑地課）
- ・自然環境学習会や市民協働による谷戸環境の再生管理（北部丘陵整備課）

施策② 多面的機能有する農地を保全するため、農業支援を進めます

●遊休農地の耕作希望者へのあっせん（農業振興課）

- ・農産物直売所の開設支援（農業振興課）
- ・市街化調整地域の耕作放棄地の解消（農業振興課）
- ・援農ボランティア*の育成を行う市内NPO法人に対する事業支援（農業振興課）
- ・農業研修事業の実施（農業振興課）

施策③ 環境保全型農業に取り組む農業者の育成を進めます

- ・環境保全型農業*に取り組む農業者の支援・拡大（農業振興課）

施策④ 市民が農業とふれあえる機会を提供します

- ・市民農園、体験農園の開設・運営支援（農業振興課）

- ・農業体験機会の提供（農業振興課、指導課）

- ・米作り体験農業の実施（農業委員会）

施策⑤ 町田の農産物の地産地消*を進めます【再掲（1-[3]-施策⑤）】

- ・学校給食での地場産農産物の利用推進（農業振興課）

- ・まち☆ベジマップ（農産物直売所マップ）、まち☆ベジグルメ店なびの配布による地産地消PR（農業振興課）

重点事業 11 北部丘陵の整備 【2-[4]- 施策①】

概要	北部丘陵が持つ資産を磨き、地域の価値を高めるため、手入れの届かない山林を再生保全し、持続性のある仕組みをつくり、さらなる環境整備等を行います。		
目標	新たな取り組みにより維持管理や活用が図られた山林等の面積の増加		
現状値	—	目標値	5,000 m ² (2021年度)
実施時期	2017年度から実施		
所管課	北部丘陵整備課		

重点事業 12 遊休農地のあっせん 【2-[4]- 施策②】

概要	休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで遊休農地の活用を図り、農業振興を行います。		
目標	農地あっせん面積の増加		
現状値	14.3ha(2015年度)	目標値	20ha(2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	農業振興課		

市民の取り組み

◇ 町田市の谷戸を含む里山環境について知りたいときは・・・

- ・40ページの関連情報で紹介している町田市のフットパスコースを歩いてみましょう。

◇ 町田市の谷戸を含む里山環境を守るために・・・

- ・雑木林の間伐や下草刈り等の里山の維持や管理活動に参加しましょう。

◇ 町田市の農業を知りたいときは・・・

- ・町田市ふるさと農具館（野津田町 2288）や11月に行われる町田市農業祭に行ってみましょう。
- ・市民農園や農業体験活動に参加してみましょう。

◇ 町田市の農地・農業を守るために・・・

- ・38ページの関連情報で紹介している「まち☆ベジマップ」等を参考にして、町田産農産物を積極的に購入しましょう。
- ・援農ボランティアに参加してみましょう。
- ・市民農園や体験農園で野菜等を栽培してみましょう。
- ・農地を守る活動に積極的に参加・協力しましょう。

関連情報

北部丘陵の里山保全活動

小野路町の奈良ばい谷戸では、町田市が2005年から市民ボランティアを募り、地元農家の指導による伝統農法を用いた里山保全活動に取り組んでいます。

美しかった昔の里山風景の再生を目指して長年放置・荒廃した水田の再生や樹林地の整備、そして収穫までの農業年間行事を通して、地域の歴史や環境を学び、市民の手による農的環境の再生・管理を行ってきました。2009年にはNPO法人「まちだ結の里」が設立され、町田市との協働で、里山の保全のほか市民体験型のイベント、伝統工芸などの継承を目的に学習会や地域交流会を行っています。

こうした実績が認められて2015年には第7回「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に市内で初めて選定されました。

上小山田町の鶴見川源流保水の森では、NPO法人「鶴見川源流ネットワーク」と町田市の協働で鶴見川の源流域の豊かなみどりと水辺、多様な生物の保全のため、樹木の間伐、竹の伐採、下草刈りなどの整備事業の他、ボランティア体験セミナー、自然環境学習会、植樹会等を行っています。

どちらの活動も、随時市民の参加を募集しています。

[お問い合わせ] 経済観光部 北部丘陵整備課

関連情報

町田産農産物を買うには・・・

町田産農産物は、JA町田市アグリハウスや市内農家による農産物直売所で購入できます。また、日曜朝市やまち☆ベジ市でも購入できます。

市内農家による農産物直売所、町田市内の農業に関する施設やイベントが掲載された「まち☆ベジマップ」を下記の場所において無料で配布しています。また、ホームページでも見ることができます。

日曜朝市は、毎月第一日曜日午前7時から8時に、町田市教育センター校庭(町田市木曽東3-1-3)で行っています。

町田市農産物直売所マップ



<配布場所> 市役所1階ワンストップロビー／各市民センター／各連絡所／消費生活センター／JA町田支店経済課／アグリハウス鶴川・忠生・さかい・みなみ／農業振興課

事業者の取り組み

◇ 環境に配慮した農業を進めるために・・・

- ・農業者は、東京都知事が認定する東京都工コ農産物認証を目指しましょう。

◇ 農地を活用するために・・・

- ・市民に農業への理解を深めてもらうために、所有する農地を市民の農業体験の場として活用することを検討しましょう。

◇ 農産物を売り買ひするときは・・・

- ・売るとき：できる限り町田市内で販売されるルートを選びましょう。
地場産農産物販売コーナーを設置しましょう。
- ・買うとき：町田産農産物を積極的に購入しましょう。

コラム

市内の里地里山

環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、全国で500箇所を「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」として選定しました。

町田市内からも、「図師小野路歴史環境保全地域及び奈良ばい谷戸」と「三輪町の森」の2箇所が選定されました。

里地里山における生物多様性は、地域の自然を生かした農林業等の営みや人々の暮らし、企業・学校など多様な主体も巻き込んだ取り組みなどを通じて保たれてきたものであり、こうした地域の主体的な取り組みが重要な役割を担っています。



奈良ばい谷戸

コラム

町田市のみどりの特徴

市内の樹林地のほとんどは、クヌギやコナラを中心とした雑木林であり、その多くが北部丘陵にまとまって分布しています。北部丘陵に多くある谷戸では昔からクヌギやコナラ等で炭を作り、暖房や台所の燃料などで使っていましたが、燃料としての利用が減り、管理が十分に行われていない雑木林がみられるようになっています。

市内には、市が指定したふるさとの森が45箇所あります（2016年4月現在）。また、芹ヶ谷公園やかしの木山自然公園などの大きな公園があります。

市民の皆様や地域団体の方に、公益的市民活動団体へご登録（2016年4月現在200団体385箇所）いただき、公園の清掃や除草などの維持管理にご協力いただいています。

[お問い合わせ先] 都市づくり部 公園緑地課

2—[5] 歴史的文化的環境を守ります

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 歴史的文化的環境を保全します

- ・国・都・市指定史跡・有形文化財の整備事業の実施（生涯学習総務課）
- ・文化財保護の一環として国・都・市指定史跡・有形文化財の広報活動の実施（生涯学習総務課）

施策② 自然や歴史・文化とのふれあいを進めます

- 観光交流拠点を活用した自然や歴史・文化に関するイベントの実施（産業観光課）
- ・フットパスの普及促進（産業観光課）
- ・自然観察会の開催（公園緑地課）

重点事業 13 観光交流拠点を活用したイベントの実施 【2-[5]- 施策②】

新規

概要	観光交流拠点で実施するイベントを通じて、地域の歴史・自然・文化を情報発信するとともに、次世代への継承に寄与します。		
目標	小野路宿里山交流館での自然や歴史・文化に関するイベント実施回数の増加		
現状値	32回(2015年度)	目標値	40回/年(2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	産業観光課		

関連情報

町田市のフットパス

フットパスとは、イギリスを発祥とする「森林や田園地帯、古いまち並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと(Foot)ができる小径(こみち: Path)」のことです。

町田市域には、フットパスコースにふさわしい昔ながらの里山風景、雑木林、田畠、古街道、歴史の面影などが随所に残されており、これらを繋いだ魅力あるフットパスコースがあります。

「まちだフットパスガイドマップ」、「まちだフットパスガイドマップ2」は、町田市内の書店で販売しています。



まちだフットパスガイドマップ

市民の取り組み

◇ 町田市の歴史的文化的環境を知りたいときは・・・

- ・町田市のフットパスコースを歩いてみましょう。
- ・昔からの生活環境を知ることのできる場（ふるさと農具館等）で町田の文化・歴史を学びましょう。

◇ 町田市の歴史的文化的環境を守るために・・・

- ・フットパスコースなどを歩く際は、マナーを守り、みんなが楽しく歩けるように配慮しましょう。

事業者の取り組み

◇ 事業を計画するときは・・・

- ・貴重な自然環境と一体的に維持・保全を考えていくべき史跡や古道などの歴史的遺産や地域文化、原風景などの歴史的文化的環境*に配慮しましょう。

コラム

町田市の遺跡

■ 遺跡とは・・・

過去に人間が活動していた痕跡（住居や墓など）や人間が使っていたモノ（土器や石器など）が埋まっている場所が「遺跡」であり、正式には“周知の埋蔵文化財包蔵地”といいます。現在、東京都内には約6,300ヶ所の遺跡がありますが、このうち1,012ヶ所が町田市内にあります。

町田市は、都内だけでなく全国でも有数の遺跡の宝庫であり、その大部分は、豊かな森林資源に恵まれた環境の中で、かつての人間が狩猟採集中心の生活を送っていた縄文時代の遺跡です。



田端環状積石遺構

■ 遺跡を見に行こう

ほとんどの遺跡は、開発や工事があると事前の発掘調査の後、記録として保存されますが、中でも貴重な遺跡は史跡として保存管理されます。

町田市には史跡として保存された遺跡が7ヶ所あり、すべて見学することができます。都内で唯一の縄文時代のストーンサークルが残っている田端環状積石遺構、縄文と弥生時代の竪穴住居が復元された本町田遺跡、三輪地域に集中して残る古墳時代の集団墓地である西谷戸横穴墓群、下三輪玉田戸横穴墓群、白坂横穴墓群などは一見の価値があります。

詳しくは町田市ホームページ内の「町田の文化財をめぐる」（キーワード検索して下さい）を御覧下さい。



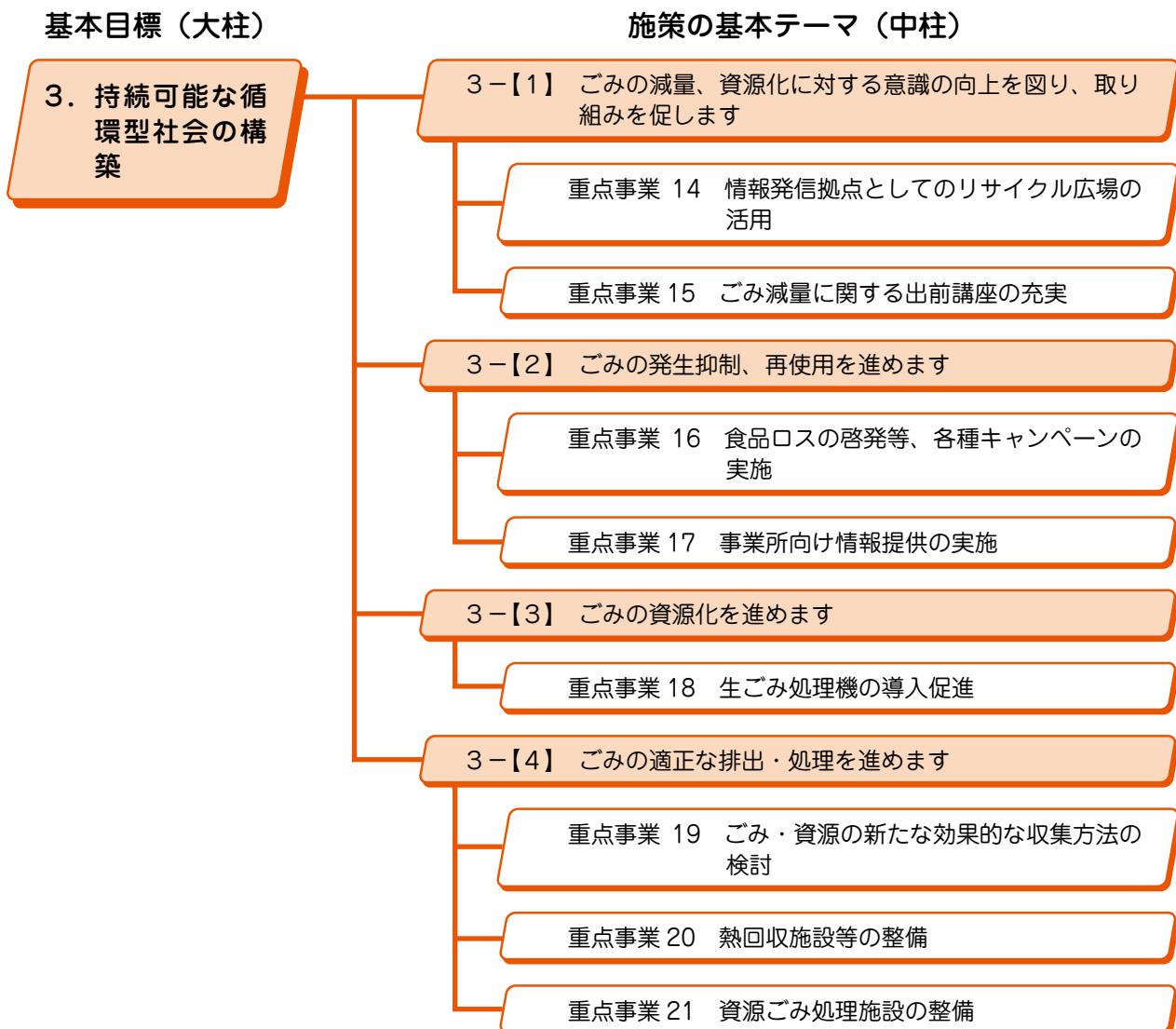
本町田遺跡縄文時代復元住居

2021年度までの達成目標

- ごみとして処理する量(資源ごみを含まない:2009年度、9万9千t)を40%削減し、2020年度に6万tにします^{注)}。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】
- 一人一日あたりの総ごみ量(資源ごみを含む:2010年度、842g/人・日)を、2020年度までに782g/人・日に削減することを目指します^{注)}。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】
- 資源化率*(2010年度、26.7%)を、2020年度までに54%まで高めることを目指します^{注)}。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】

^{注)}「町田市一般廃棄物資源化基本計画」(2011年4月策定)にあわせて、2020年度の目標値を示しています。
2021年度以降の目標については、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」の見直し時に整合を図ります。

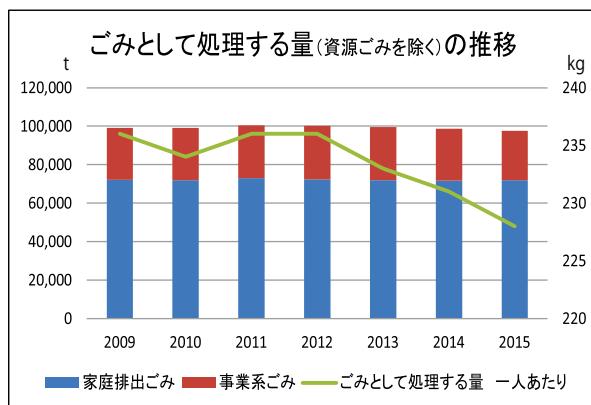
体系図



<一般廃棄物の現状と動向>

町田市は、2011年に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定し、ごみとして処理する量(資源ごみを除く)の40%削減(2009年度比)を全体目標に掲げ、各施策に取り組んでいます。

市の人口は2009年度と比較して約4,900人増加(2015年度時点)していますが、ごみの排出量は約1,600t減量されています。引き続き、市民・事業者の方のご協力のもと、更なる資源化・減量に努め、全体目標の達成を目指す取り組みが必要です。



また、「町田市資源循環型施設整備基本計画」により、目標達成に欠かせない、熱回収施設等や資源ごみ処理施設などの資源循環型施設の整備に向けた取り組みを進めています。2016年4月からは、容器包装プラスチック*の分別収集が一部の地域で始まり、資源化が進んでいます。

本来食べられるのに廃棄されている食品ロスは、日本の食品廃棄物発生量約2,800万t/年のうち約632万tと言われています。この食品ロス削減のため、国民活動(NO-FOODLOSS PROJECT)が展開されています。

町田市でも「ごみ減量アクションプラン」の中に、取り組みを盛り込んでいます。



フードロスキャンペーン ロゴマーク

施策の方向性

2015年11月に策定した「ごみ減量アクションプラン」の施策の展開が重要になります。

「ごみ減量アクションプラン」では、5つの具体的なターゲットを設定し、市民・事業者と連携を図りながら取り組みを行います。また、安定したごみ処理・資源化を保つために新たな資源化施設の整備を進めます。

「ごみ減量アクションプラン」 5つのターゲット



ターゲット1 生ごみ

- 1-① 生ごみの減量を推進
- 1-② 家庭用生ごみ処理機及びダンボールコンポストの普及
- 1-③ 大型生ごみ処理機の普及拡大



ターゲット2 紙類

- 2-① 雜紙回収の拡大

ターゲット3 事業系（紙類・厨芥類）

- 3-① 事業者へ丁寧できめ細かな情報提供と発信
- 3-② 事業系生ごみの減量
- 3-③ 事業系紙類の資源化



ターゲット4 収集後資源化

- 4-① 燃やせないごみの中から、収集後資源化を推進



ターゲット5 協働・パートナーシップ

- 5-① 情報発信拠点の整備、情報発信の充実
- 5-② 各主体との連携による、普及啓発活動の展開
- 5-③ 地域住民との連携による、ごみ減量等の取り組みの促進

3-[1] ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 3R*について普及啓発を進め、排出抑制を促します

●ごみ減量情報発信拠点としてのリサイクル広場の活用（3R推進課）

- ・ごみの減量を意識づけるためのホームページ等の充実（3R推進課）
- ・広報紙による啓発（環境政策課、3R推進課）

施策② ごみの減量、分別排出の徹底に関する市民の学習の機会を提供します

●ごみ減量に関する出前講座*の充実（3R推進課）

- ・ごみ減量に関する体験型学習機会の充実（3R推進課）
- ・剪定枝資源化センター、リーセンターみなみ*等の見学機会の充実（資源循環課）

施策③ 市民・市民団体・事業者との協働によるごみ減量の啓発活動を進めます

- ・ごみ減量サポーター*（廃棄物減量等推進員）との地域活動の促進（3R推進課）
- ・市民・市民団体・事業者と協働し、その活動を支援（3R推進課）

重点事業 14 情報発信拠点としてのリサイクル広場の活用 【3-[1]- 施策①】

新規

概要	リサイクル広場を情報発信拠点と位置づけ「地域リサイクル広場」を拡充・拡大し開催回数を増やす中で、効果的に様々な情報発信を行います。		
目標	<ul style="list-style-type: none">① リサイクル広場開催箇所数の増加② リサイクル広場来場者数の増加		
現状値	① 17ヶ所(2014年度) ② 30,000人(2014年度)	目標値	① 23ヶ所(2020年度) ② 36,000人(2020年度)
実施時期	継続実施		
所管課	3R推進課		

重点事業 15 ごみ減量に関する出前講座の充実 【3-[1]- 施策②】

概要	ごみの減量についての意識の向上を図るため、地域や学校、幼稚園などへのごみについての出前講座を継続して開催します。また、講座内容の充実を図ります。		
目標	出前講座実施回数の増加		
現状値	104回／年(2014年度)	目標値	150回／年(2020年度)
実施時期	継続実施		
所管課	3R推進課		

市民の取り組み

◇ 町田市のごみに関する取り組みを知りたいときは・・・

- ・町田市のホームページや「ごみナクナーレ」「ECO まちだ」などの広報紙を確認してみましょう。
- ・ごみ減量に関するイベントに参加してみましょう。
- ・剪定枝資源化センター、リーセンターみなみ等の施設を見学してみましょう。
- ・リサイクル広場まちだに行ってみましょう。

◇ 地域のごみ減量の取り組みに参加しようと思ったときは・・・

- ・ごみ減量サポーターと一緒に活動をしてみましょう。
- ・関連情報で紹介している地域住民主体で行う地域リサイクル広場の運営に参加してみましょう。
- ・ごみ減量の取り組みに関する出前講座を利用しましょう。

事業者の取り組み

◇ 町田市のごみに関する取り組みを知りたいときは・・・

- ・町田市のホームページや広報紙等を確認してみましょう。

◇ ごみ減量の取り組みに参加しようと思ったときは・・・

- ・ごみ減量に関するイベントに参加してみましょう。
- ・出前講座を利用しましょう。

関連情報

地域リサイクル広場

リサイクル広場は、普段ごみとして出しているものの中から、リサイクルすることができる対象品目を対面式で無料回収している資源の回収拠点です。

市が開催するリサイクル広場とは別に、町内会・自治会等の地域住民が自主的に運営を行うのが、「地域リサイクル広場」です。

地域で取り組むことで、リサイクル広場を身近に利用しやすくなり、さらなるごみの減量と資源化が期待できます。2016年10月現在12団体で取り組んでいます。



リサイクル広場・三輪緑山

【対象品目】陶磁器・ガラス食器、廃食用油、紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルのふた、パン袋の留め具、家庭金物、ビデオテープ、インクカートリッジ、小型家電

[お問い合わせ] 環境資源部 3R推進課

3-[2] ごみの発生抑制、再使用を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 家庭におけるごみの減量・発生抑制*を促進します

●食品ロス*の啓発等、各種キャンペーンの実施（3R推進課）

- ・有料指定収集袋利用制度の継続（3R推進課）
- ・回収した粗大ごみの修理、販売（3R推進課）

施策② 事業系ごみの減量を促進します

●事業者向けの説明会の実施、および訪問調査・指導・情報提供の実施（3R推進課）

- ・事業系ごみの適正排出のための事業者への丁寧できめ細かな情報提供と発信（3R推進課、資源循環課）
- ・事業者と連携した食品ロスの啓発活動の推進（3R推進課）

施策③ 市内イベントでのごみの発生抑制の取り組みを推進します

- ・市内でのイベント開催時におけるリユース食器の利用促進など、ごみの出ないイベント開催の支援（3R推進課）
- ・各種イベントでの「ごみ減量キャンペーン」の実施（3R推進課）

重点事業 16 食品ロスの啓発等、各種キャンペーンの実施 【3-[2]- 施策①】

概要	ごみの発生抑制を図るため、全国的な食品ロスの状況や町田市のごみの現状について各種機会を通じて伝えることで「もったいない意識」を啓発します。		
目標	キャンペーンの実施回数の増加		
現状値	12回／年(2014年度)	目標値	20回／年(2020年度)
実施時期	継続実施		
所管課	3R推進課		

重点事業 17 事業所向け情報提供の実施 【3-[2]- 施策②】

新規

概要	丁寧できめ細かな情報提供のために「ごみ排出事業所」向けの説明会を実施するとともに、廃棄物の基本情報から事業コスト軽減に役立つ情報等を併せた、適正処理ループックを作成し、戸別訪問での啓発活動を実施します。		
目標	① 説明会開催回数 ② 市内事業所への訪問件数の増加		
現状値	①一 ②一	目標値	①1回／年(2020年度) ②190件／年(2020年度)
実施時期	継続実施		
所管課	3R推進課		

市民の取り組み

◇ 製品を使用・処分するときは・・・

- ・家具や電化製品等は、修理しながら長く利用しましょう。
- ・不要になった衣類や書籍、雑貨等は、フリーマーケットに出品したり、リサイクルショップに売るなど、再使用*を考えてみましょう。

◇ 商品を購入するときは・・・

- ・環境配慮型の商品、リサイクル品やリユース品（中古品）の購入を検討しましょう。
- ・使い捨て商品は、できるだけ購入しないようにしましょう。
- ・不要な包装は断りましょう。
- ・食品ロスを防ぐため、献立や調理方法を工夫したり、グラム買いなどを心がけましょう。

◇ 外出のときは・・・

- ・マイボトル、マイバッグなどの利用を心がけましょう。
- ・街頭での無料配布物は、必要がなければ断りましょう。

事業者の取り組み

◇ 商品開発を行うときは・・・

- ・環境に配慮した商品や廃棄時のことを考えた商品の開発を心がけましょう。

◇ 商品を購入するときは・・・

- ・環境配慮型の商品、リサイクル品やリユース品（中古品）の購入を検討しましょう。
- ・使い捨て商品の購入は控えましょう。

◇ 従業員には・・・

- ・廃棄物管理責任者*などを中心に、事業所におけるごみの減量・資源化に取り組みましょう。
- ・ごみ減量を促すとともに、ごみの分別意識を徹底しましょう。
- ・マイボトル、マイバッグなどの利用を従業員に奨励しましょう。

◇ 商品を販売するときは・・・

- ・不要な包装はやめましょう。
- ・消費者にマイボトル、マイバッグの持参を広めるための取り組みを行いましょう。
- ・飲食店では、食品ロスが発生しないよう、提供量の設定に配慮しましょう。
- ・食料品店では、食料品廃棄物を少なくする工夫をしましょう。

3-[3] ごみの資源化を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 生ごみの資源化を図ります

●生ごみ処理機*の導入促進（3R推進課）

- ・ダンボールコンポスト等の利用方法や生成物の使い方講座の開催（3R推進課）

施策② プラスチックの資源化を図ります

- ・容器包装プラスチックの市内全域での資源化に向けた検証及び準備（3R推進課）
- ・搬入された製品プラスチックの資源化（資源循環課）

施策③ 生活や社会活動から発生するごみの資源化を図ります

- ・剪定枝の資源化・有効利用の推進（資源循環課）
- ・「リサイクル広場まちだ」での回収品目追加の検討（3R推進課）
- ・地域住民主体で運営する地域リサイクル広場の拡大（3R推進課）
- ・搬入廃棄物の分別による再資源化*の促進（資源循環課）
- ・事業所の紙ごみリサイクルの促進（3R推進課）
- ・家庭からなる雑紙の資源化促進（3R推進課）

重点事業 18 生ごみ処理機の導入促進【3-[3]- 施策①】

概要	生ごみの資源化を進めてごみの発生抑制を図るため、たい肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度などを活用し、生ごみ自家処理の普及を進めます。		
目標	生ごみ自家処理世帯数の増加		
現状値	1,831世帯(2014年度)	目標値	14,981世帯(2020年度)
実施時期	継続実施		
所管課	3R推進課		

関連情報

生ごみを減らすために

生活をしていると、生ごみはどうしても出てしまうものです。計画的な買い物や食材の使い切り、食べ残しをしない、などちょっとした工夫で減らすことができます。それでも出てしまう生ごみは、生ごみ処理機やたい肥化容器、ダンボールコンポストなどを使用することで、ごみ袋も軽く、小さくなり、台所もきれいになります。また、ガーデニングや家庭菜園の肥料としても使用することができます。

[お問い合わせ] 環境資源部 3R推進課



生ごみ処理機等の
購入費補助
最大2万円まで

(購入費の4分の3以内)

市民の取り組み

◇ ごみを排出するときは・・・

- ・雑誌等の紙類やビン・カン、剪定枝など資源物を適切に分別し、市による資源回収、地域資源回収やリサイクル広場などの拠点回収に協力しましょう。
- ・生ごみ処理機や、たい肥化容器等を利用して、家庭からの生ごみの排出量を少なくしましょう。

◇ 商品を購入するときは・・・

- ・再生品を使った製品などを購入しましょう。
- ・リサイクルしやすいものを購入しましょう。

事業者の取り組み

◇ ごみを排出するときは・・・

- ・さまざまリサイクル法を踏まえ、自己処理責任に基づく資源化に取り組みましょう。
- ・資源化できるものは、収集運搬業者やリサイクル業者に依頼し、紙類については、適切に分類して資源化しましょう。
- ・生ごみ処理機や、たい肥化容器等を利用して、事業所からの生ごみの排出量を少なくしましょう。

◇ 商品開発を行うときは・・・

- ・リユースやリサイクルしやすい商品、再生品を使った商品の開発を心がけましょう。

◇ 商品を購入するときは・・・

- ・再生品を使った製品などを購入しましょう。
- ・リサイクルしやすいものを購入しましょう。

◇ 商品を販売するときは・・・

- ・再生品を使った製品やリサイクル製品の販売を検討しましょう。

関連情報

ダンボールコンポスト

ダンボールコンポストとは、ダンボールを使って生ごみを手軽に処理するものです。ダンボールの中に、必要な基材(竹チップや米ぬか等)を入れたら準備完了。あとは、生ごみを投入してかき混ぜるだけ。約3か月間生ごみを処理することができます。処理した生ごみは、たい肥としてガーデニングや家庭菜園に使うことができます。

[お問い合わせ] 環境資源部 3R推進課



3-[4] ごみの適正な排出・処理を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① ごみ排出ルールの周知徹底等の普及啓発を進め、適正な排出を促します

- ・ごみの出し方・分別等の情報を発信するホームページ等の充実（3R推進課）
- ・広報紙による啓発（3R推進課）
- ・集合住宅の管理会社等への、ごみの出し方や減量に関する説明会の実施（3R推進課）
- ・「ルールブック」を活用した、事業系ごみの適正排出のための啓発（3R推進課）
- ・事業系ごみ搬入物検査機による、ごみの適正排出に関する指導の徹底（資源循環課）

施策② 適切なごみ収集と運搬の効率化を図ります

- 新たなごみの資源化施設稼動に向け、効果的な収集方法の検討（3R推進課）
- ・収集車両の適正配置によるごみ収集・運搬の効率化（3R推進課）
- ・ごみの収集車両として天然ガス車、ハイブリッド車等の導入推進（3R推進課）

施策③ 安全で適切なごみ処理を行います

- ・ごみの適正処理に関する情報の案内、配布物等による情報提供（資源循環課）

施策④ 焼却灰等の有効利用を継続します

- ・清掃工場で発生した焼却灰等のエコセメント*化による資源化（資源循環課）
- ・下水処理場の汚泥焼却灰、沈砂の建設資材等としての再資源化（水再生センター）

施策⑤ ごみの資源化施設の整備を進めます

- 熱回収施設等（焼却施設、バイオガス化*施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の整備（循環型施設整備課）
- 容器包装プラスチックやBIN・カン、ペットボトル等を選別し、資源化するための資源ごみ処理施設の整備（循環型施設整備課）

重点事業 19 ごみ・資源の新たな効果的な収集方法の検討 【3-[4]- 施策②】

新規

概要	新たなごみの資源化施設の稼動により収集品目（容器包装プラスチック）が増え、またごみの資源化施設が分散（3ヶ所）するため、稼動時期に合わせた収集方法等を検討します。		
目標	効果的な収集方法の確立		
現状値	—	目標値	効果的な収集方法の確立（2020年度）
実施時期	2017年度：収集品目増加による影響の調査・分析 2018～2020年度：収集ルートの検討・設計		
所管課	3R推進課		

重点事業 20 熱回収施設等（焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の整備【3-[4]- 施策⑤】

概要	ごみの減量と資源化を進めるため、市民協働により策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、町田リサイクル文化センター敷地内に熱回収施設等の整備を進めます。		
目標	熱回収施設等（焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の整備、稼動開始		
現状値	事業者候補者選考委員会の開催、整備運営事業者の選定	目標値	稼動開始（2021年度）
実施時期	2016年度：整備運営事業者決定、設計着手 2021年度：熱回収施設等稼動開始		
所管課	循環型施設整備課		

重点事業 21 資源ごみ処理施設の整備 【3-[4]- 施策⑤】

概要	ごみの減量と資源化を進めるため、市民協働により策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、相原地区、上小山田地区に容器包装プラスチックやビン・カン、ペットボトル等を資源化する施設の整備を進めます。		
目標	① 資源ごみ処理施設（相原）の整備、稼動開始 ② 資源ごみ処理施設（上小山田）の整備、稼動開始		
現状値	① 要求水準書案の作成準備 ② 施設計画等検討	目標値	① 稼動開始（2020年度） ② 稼動開始（2020年度）
実施時期	① 2016年度：要求水準書案の策定、用地取得の調整 2018年度：施設建設工事開始 2020年度：稼動開始 ② 2016年度：要求水準書案の策定、用地測量 2018年度：施設建設工事開始 2020年度：稼動開始		
所管課	循環型施設整備課		

市民の取り組み

◇ ごみを排出するときは・・・

- ・分別ルールを守り、分別回収に協力しましょう。
- ・市内全戸配布の「資源とごみの収集カレンダー」で収集日やごみの出し方を確認し、ごみを正しく出しましょう。

事業者の取り組み

◇ ごみを排出するときは・・・

- ・事業活動で出るごみは、事業者の責任で処理することが必要です。ごみを分別し、資源化できるものは資源化し、資源化できないものは事業系一般廃棄物、産業廃棄物の種類に応じて適正に処理しましょう。

関連情報

剪定枝資源化センター

町田市剪定枝資源化センターは、市内から発生する剪定枝を焼却処理するのではなく、剪定枝たい肥（土壤改良剤）として有効利用することにより、ごみ減量・緑のリサイクルを図るとともに、循環型社会形成を推進していくための施設です。

当施設は、破碎・発酵・熟成の全工程を屋内で行っており、品質の安定した良質の剪定枝たい肥を生産・販売していますので、是非ご利用ください。

営業日：月曜日～土曜日（祝日及び12/30～1/3はお休み）

営業時間：4月～10月 8:30～11:30・13:00～18:30

11月～3月 8:30～11:30・13:00～17:00

処理手数料：10kgあたり150円

※毒性のある樹木や竹やツル・加工木材等は搬入できません

販売価格：（量り売り） （袋売り）

一般10kgあたり30円 5ℓ入り 50円

農家10kgあたり10円 10ℓ入り 100円

20ℓ入り 200円

[お問い合わせ]

剪定枝資源化センター

町田市小野路町3332番地

TEL042-708-4772

環境資源部資源循環課



関連情報

使用済小型家電の回収

デジタルカメラやゲーム機、時計、ドライヤーなど家電製品には、レアメタルや貴金属などの限りある資源が含まれています。ごみの減量および資源の有効活用を図るため、2013年7月から回収ボックスによる使用済小型家電の回収を行っています。

【対象品目】

- “30センチ×15センチ”の投入口に入る小さな家電製品
- デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブル音楽プレイヤー
- ゲーム機・電卓・リモコン・ドライヤー・懐中電灯・時計など
- ※パソコン・携帯電話は対象外です



【回収場所】

- | | |
|--------------|----------------|
| ・町田市庁舎 | ・南収集事務所 |
| ・各市民センター | ・生涯学習センター |
| ・各コミュニティセンター | ・中央図書館 |
| ・各駅前連絡所 | ・町田市民文学館ことばらんど |
| ・リサイクル広場 | ・町田リサイクル文化センター |

「宅配便」による使用済小型家電の回収も行っています

市と事業者が協定を締結して、宅配便によるパソコン・小型家電の回収を行っています。

【対象品目】

- 3辺の合計が140cmのダンボール等に入る家電製品
- パソコン・携帯電話・デジタルカメラ・ゲーム機
- パソコン周辺機器・ビデオ・オーディオ・キッチン家電・生活家電など約400品目が対象
- ※1箱あたり20キログラム以内



梱包のイメージ

【回収料金】

- 1箱1500円(税抜)
- パソコンを含む回収は無料です。(2017年4月現在)

【申込み】

- インターネット(パソコンまたはスマートフォン)か
- FAXからお申込み

リネットジャパン <http://www.renet.jp>



【支払方法】

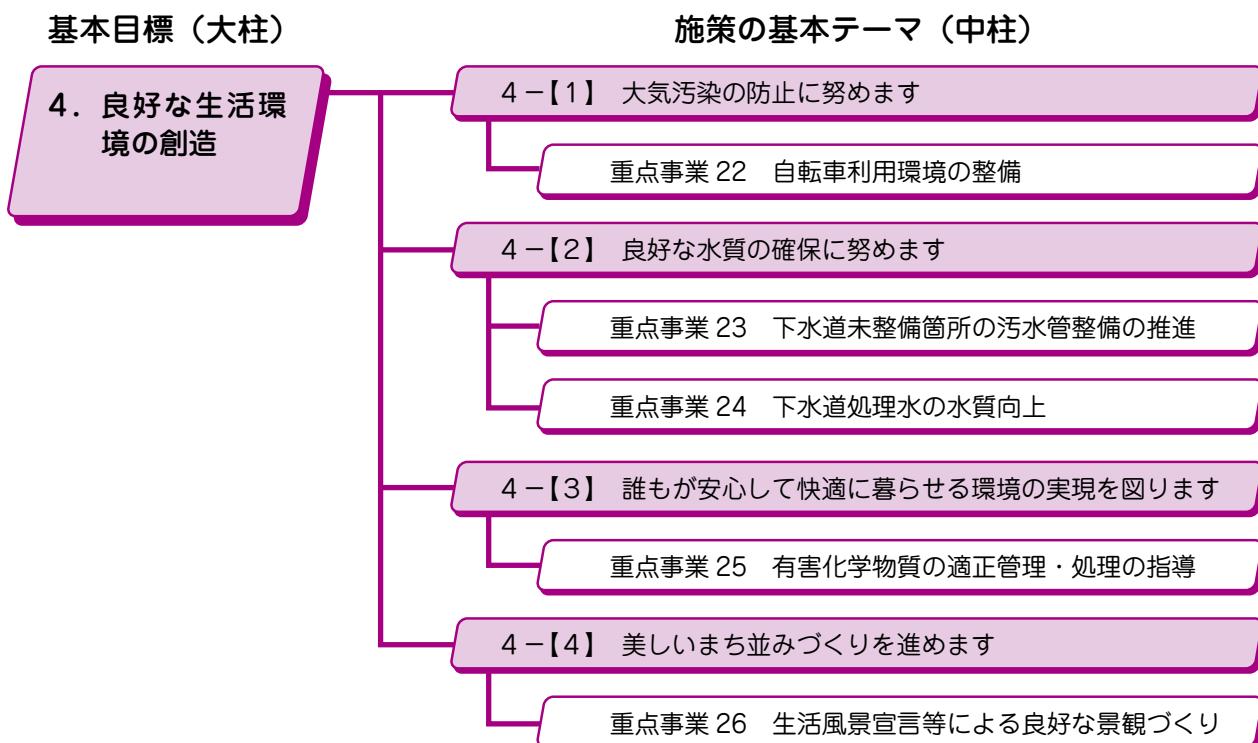
- クレジットカード
- 銀行ネット決済
- 現金(代金引換払い)

[お問い合わせ] 環境資源部 3R推進課

2021年度までの達成目標

- 大気に関する項目の環境基準*の達成を目指します。
(対象: SO₂ (二酸化硫黄)*、NO₂ (二酸化窒素)*、SPM (浮遊粒子状物質)*)
- 鶴見川、境川、恩田川の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。
(対象: pH (水素イオン濃度)*、BOD (生物化学的酸素要求量)*、SS (浮遊物質量)*、DO (溶存酸素量)*)
- 居住地の周辺環境について満足している市民の割合(2011年度、62.7%)の5ポイント増の67.7%を目指します。

体系図



<生活環境の現状と動向>

みどりや美しい景観の多い町田市では、住民の方々が自然と触れ合いながら、四季折々の豊かな景観の中で安心して暮らすことのできる生活環境が整備されています。

しかしながら、市民生活に根差した魅力ある暮らしを守るためにには課題も多く残されており、大気汚染や水環境、騒音・振動の問題など、維持・改善に日々取り組んでいます。

町田市では、長い間守られてきた魅力的な景観を地域で共有し、守り育んでいくとともに、地域固有の特性や資源との調和に配慮したより良い景観づくりを進めています。

2009年度の「町田市景観計画」策定以降、計画を推進するため、計画の内容をわかりやすく解説した「景観色彩ガイドライン(2009年度)」や「景観づくりガイドライン(2012年度)」、さらに公共施設の整備において行政が率先して景観づくりに取り組むための「公共事業景観形成指針(2012年度)」を策定しました。

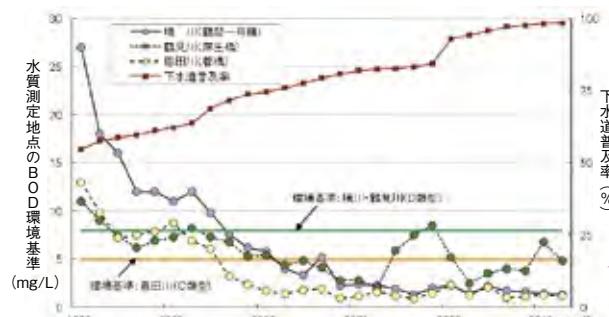
2013年には、第1回町田市景観賞の募集を行い、「成瀬の尾根道」が景観大賞に選ばれています。

景観計画策定以降のこれらの取り組みに対して高い評価を受けている一方で、取り組みの認知が十分でないことや景観づくりの協力に対する周知も十分でなかったなどの課題が明らかになっています。

2016年度からは、計画にある「生活風景宣言*」を推進し、景観づくりにつながる身近な取り組みを実践してもらうことで、更なる意識の高まりを目指していきます。



成瀬の尾根道と尾根道からの眺望



下水道普及率とBOD(生物化学的酸素要求量)の関係

町田市の河川の水質は、公共下水道の普及や下水処理場の機能向上により改善傾向にあります。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)は、2008年度以降、環境基準を下回っており良好な状況にあると言えます。

しかし、その他の項目では環境基準を達成していないものもあるため、今後も河川水質の定期的な検査と、事業所等への啓発を続けながら、継続的な水質の維持・向上を図っていく必要があります。

施策の方向性

「前期アクションプラン」に引き続き、大気質と水質について、市民と各種事業者への適正な指導及び啓発のための施策を進めながら、公共下水道の更なる整備にも取り組んでいきます。

また、居住地の周辺環境についての満足度を高め、美しいまち並みづくりを進めるため、景観ガイドライン等を利用した施策を展開していきます。

4-[1] 大気汚染の防止に努めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 大気の汚染状況を監視し、市民へ公表します

- 市内の大気環境の把握〔常時監視（都）、沿道大気調査（市）〕（環境保全課）
- 大気調査結果や大気汚染情報等の収集及び周知・提供（環境保全課）
- 光化学スモッグ注意報＊等発令時の周知（環境保全課）

施策② 事業活動での大気汚染物質の発生を抑制します

- 大気汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導（環境保全課）
- 野外焼却防止のための事前指導や広報等による啓発（環境保全課）

施策③ 自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【再掲（1-[3]-施策②）】

- 路線バスの利用環境整備（交通事業推進課）
- 地域コミュニティバス等の運行（交通事業推進課）
- 市が開催するイベント時の公共交通利用の推進（環境・自然共生課）

施策④ 低公害車の普及促進等を図ります【再掲（1-[3]-施策③）】

- 次世代自動車等の低公害車＊の普及促進（環境・自然共生課）
- 水素ステーションの誘致（環境・自然共生課）
- エコドライブ＊の周知、普及・啓発（環境・自然共生課）
- 低公害車〔天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車＊等〕の公用車としての導入検討・実施（管財課）

施策⑤ 自転車利用環境の整備を進めます【再掲（1-[3]-施策④）】

- 自転車走行空間の検討・整備（道路政策課、道路整備課）
- 自転車駐車場の整備（道路管理課）
 - 市職員の近隣移動時の自転車利用推進（環境・自然共生課、管財課）

重点事業 22 自転車利用環境の整備【4-[1]- 施策⑤】

概要	大気汚染物質を排出しない自転車の利用を進めるため、自転車走行空間の整備を進めます。		
目標	自転車走行空間整備延長		
現状値	1.37km(2016年度)	目標値	3.03km(2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	道路政策課、道路整備課		

市民の取り組み

◇ 自家焼却は禁止されています

- ・違法行為であるごみの自家焼却はやめ、ルールに従ってごみを出しましょう。

◇ 外出するときは・・・

- ・外出時や通勤時は、できる限り、徒歩、自転車、公共交通機関を利用しましょう。

◇ 移動に自動車を使うときは・・・

- ・不必要的アイドリングをやめるなど、エコドライブを行いましょう。
- ・ハイブリッド車や電気自動車等の低公害車を積極的に選択しましょう。
- ・自動車の点検整備を定期的に行い、低燃費で走行しましょう。

事業者の取り組み

◇ 自家焼却は禁止されています

- ・悪臭やばい煙発生防止のため、ビニールハウス資材などの農業廃棄物は自家焼却せず、産業廃棄物として適正に処理しましょう。

◇ 機器・資材を購入するときは・・・

- ・揮発性有機化合物*（VOC）の少ない塗料など、低VOC製品を選択しましょう。
- ・事業所などで小さなボイラーを導入する際は、低NO_x型小規模燃焼機器を選択しましょう。

◇ 外出するときは・・・

- ・外出時や通勤時は、できる限り徒歩、自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- ・社内で定期的にノーマイカーデーなどを設定しましょう。

◇ 移動に自動車を使うときは・・・

- ・不必要的アイドリングをやめるなど、エコドライブを行いましょう。
- ・ハイブリッド車や電気自動車等の低公害車を積極的に購入しましょう。
- ・自動車の点検整備を定期的に行い、低燃費で走行しましょう。

4—[2] 良好な水質の確保に努めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 汚水管の整備と合併処理浄化槽の普及による適正な汚水処理対策を進めます

- 市街化区域の未整備箇所の汚水管整備（下水道整備課）
- 市街化調整区域における汚水管整備と合併処理浄化槽*への切り替え促進を併用した汚水処理の推進（下水道整備課）

施策② 河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります

- 下水処理場〔鶴見川クリーンセンター〕に増設する施設の高度処理*化（水再生センター）

施策③ 水質汚濁物質の排出抑制のため、市民・事業者への働きかけを推進します

- ・水質汚濁について、河川等へ直接排水を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導（環境保全課）
- ・下水道法に基づく、下水道に排水を行う事業者への調査や指導の実施（水再生センター）
- ・特定施設未届事業場の発見と、届出の指導の実施（下水道管理課、環境保全課）
- ・規制対象外事業者へのグリース阻集器〔下水道に直接油が流出する事を防ぐ装置〕等の管理に関する啓発（下水道管理課）
- ・地下水汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導（環境保全課）
- ・土壤や地下水汚染の防止のため、農薬や施肥の適正量の利用及び低減に向けた啓発の実施（農業振興課）
- ・下水接続の普及促進（下水道整備課）
- ・河川の水質事故防止のための広報等による啓発（環境保全課）
- ・下水道の正しい使い方の指導（下水道管理課）
- ・下水処理場への市民等の施設見学受け入れ（水再生センター）

施策④ 市内の主要河川等において、定期的な水質調査を実施します】

- ・主要河川である鶴見川、境川、恩田川等の河川調査の実施とホームページ等での調査結果の公表（環境保全課）

重点事業 23 下水道未整備箇所の汚水管整備の推進 【4-[2]- 施策①】

概要	汚水を適正に処理し、河川水質の向上を図るため、下水道未整備箇所の下水道の整備を推進します。		
目標	下水道人口普及率*の増加		
現状値	98.5% (2015年度)	目標値	99.0 % (2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	下水道整備課		

重点事業 24 下水処理水の水質向上 【4-[2]- 施策②】

概要	下水処理場（鶴見川クリーンセンター）への高度処理施設の増設により、下水処理水の水質向上を図ります。		
目標	高度処理化率の増加（段階的高度処理*を含む）		
現状値	9.8%(2015年度)	目標値	20.6 % (2021年度)
実施時期	2015～2018年度：増設工事、2019年度：高度処理施設稼動		
所管課	水再生センター		

市民の取り組み

◇ 食器や鍋を洗うときは・・・

- ・洗う前に食用油や汚れを古布などでふきとりましょう。

◇ 洗車をするときは・・・

- ・油を取り除く装置の備わっている場所（ガソリンスタンドや自動車専用洗車場等）で行いましょう。

◇ 汚水処理について・・・

- ・下水道が整備されたときは、速やかに接続しましょう。
- ・浄化槽を適正に維持管理するために、保守点検・清掃・法定検査を必ず実施しましょう。
- ・下水処理場を見学し、下水処理の方法を学びましょう。

◇ 河川の水質を知りたいときは・・・

- ・市のホームページ等で、河川の水質を調べてみましょう。

事業者の取り組み

◇ 事業場から排水するときは・・・

- ・化学物質の排出削減を計画し、法制度に基づいた適正な管理を徹底しましょう。

◇ 農薬散布や施肥を行うときは・・・

- ・農薬や肥料の種類と利用用途に応じた使用方法を守り、散布や施肥等による河川への流出防止に努めましょう。

4—[3] 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 有害化学物質等の適正管理・処理の指導を進めます

●有害化学物質*の適正管理・処理の指導（環境保全課）

- ・事業者が自ら化学物質の適正な管理を行えるよう届出の指導（環境保全課）
- ・既存建物の解体時におけるアスベスト*使用調査・届出・適正処理の指導（環境保全課、建築開発審査課）

施策② 悪臭の発生防止に努めます

- ・悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び、悪臭を発生させた事業者への指導（環境保全課）
- ・清掃工場における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制対策の実施（資源循環課）
- ・農業者に対する畜舎清掃や畜糞の適正処理方法、施肥の適正な使用方法の周知等、臭気発生抑制の指導（農業振興課）

施策③ 自動車や、事業活動による騒音・振動問題への取り組みを進めます

- ・主要幹線道路における自動車騒音調査の実施（環境保全課）
- ・騒音・振動について、工場等を設置する事業者や工事を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導（環境保全課）

施策④ 航空機騒音の軽減のための取り組みを進めます

- ・国及び米軍に対し、N L P（夜間離着陸訓練）や早朝・夜間・土日祝日の飛行の中止・制限等を要請（企画政策課）
- ・航空機騒音の常時測定〔市内5箇所〕と測定結果の広報（環境保全課）

施策⑤ その他の問題の対策を考え、安心で快適な環境の実現を図っていきます

- ・建物等を建設する事業者に対する電波障害*の事前調査や対策の指導（環境保全課）
- ・電波障害及び受信障害の相談、情報提供（環境保全課）
- ・事業者に対する屋外照明、駐車場での車両照明等の配慮など光害*未然防止の指導（環境保全課）
- ・街路灯への遮光板の取り付け（道路維持課）
- ・監視・指導による土砂の不法投棄の防止と早期発見（建築開発審査課）
- ・近隣騒音などのトラブル防止のためのマナー啓発（環境保全課）
- ・市民の生活環境の保全のための空き家対策の推進（住宅課）

重点事業 25 有害化学物質の適正管理・処理の指導 【4-[3]- 施策①】

概要	有害物質使用特定事業場からの土壤・地下水汚染を未然に防止するため、継続的に指導を行い、事業者の適正な有害物質の管理・使用を促します。		
目標	全対象事業場 57箇所(2016年3月31日時点)への継続監視		
現状値	—	目標値	20件／年(2021年度)
実施時期	指導内容を充実させ 2017年度より実施		
所管課	環境保全課		

市民の取り組み

◇ 車を利用するときは・・・

- ・急発進や急加速、空ぶかしをせず、不要な騒音を抑えましょう。

◇ 日常生活の中で音や振動を発生させるときは・・・

- ・周辺環境に配慮し、騒音や振動の発生を抑えましょう。

事業者の取り組み

◇ 有機化学物質等を使用するときは・・・

- ・適切な使用と管理に努めましょう。
- ・都の「VOC対策ガイド」や「VOC対策アドバイザー」などを活用し、VOCの排出を抑制しましょう。

◇ 車を利用するときは・・・

- ・急発進や急加速、空ぶかしをせず、不要な騒音を抑えましょう。

◇ 畜舎等から臭気が発生するときは・・・

- ・畜舎清掃や畜糞の適正処理を行いましょう。

◇ 音や振動が発生するときは・・・

- ・防音、防振設備の設置、低騒音・低振動の機器を導入しましょう。
- ・周囲に配慮した営業時間、作業時間としましょう。
- ・利用客の来店、来場にともなう近隣騒音の防止に努めましょう。

◇ 夜間に照明を利用するときは・・・

- ・不必要的照明の利用を抑えましょう。

4-[4] 美しいまち並みづくりを進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 地域が主体となった良好な景観づくりを進めます

 ●生活風景宣言* [市民による景観づくり活動] 等による良好な景観づくり（地区街づくり課）

- ・景観づくりの基準となるガイドラインの整備（地区街づくり課）
- ・景観づくりセミナーの実施（地区街づくり課）
- ・景観づくり市民サポーター*による啓発活動の実施（地区街づくり課）

施策② 快適な道路環境づくりを進めます

- ・市内各駅における放置自転車対策の実施（道路管理課）
- ・学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発（市民生活安全課）
- ・都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施（道路整備課）
-  ・市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進〔アダプト・ア・ロード事業*〕（道路管理課）

施策③ ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

- ・統一美化キャンペーン〔ごみゼロデー〕のPR（環境保全課）
-  ・美化推進重点区域（あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域）の指定及び運用（環境保全課）
- ・道路等喫煙禁止区域（路上喫煙禁止区域、喫煙スポット）の指定及び運用〔美化推進指導員の巡回等〕（環境保全課）
- ・あき地の所有者への雑草除去指導（環境保全課）
- ・不法投棄監視カメラの有効利用及び、パトロールによる再発防止対策の実施（3R推進課）
-  ・土地所有者等との協働による、不法投棄再発防止対策の検討・実施（3R推進課）

重点事業 26 生活風景宣言等による良好な景観づくり 【4-[4]- 施策①】

新規

概要	景観という言葉の浸透を目指し、身近な取り組みで「まちの美化」につながる取り組みを宣言してもらう「生活風景宣言」を制度として推進していきます。意識の高まりに合わせて、景観協定の締結や地域景観資源の登録につなげていきます。		
目標	「生活風景宣言」件数の増加		
現状値	—	目標値	5件(2020年度)
実施時期	2017年度から実施		
所管課	地区街づくり課		

市民の取り組み

◇ きれいなまち並みの形成のために・・・

- ・自宅周辺の道路などの清掃、除草を定期的に行いましょう。
- ・道路に面した所や道路から見える場所に草花を植えましょう。
- ・生垣や塀等は定期的に手入れしましょう。
- ・隣近所や自治会等で、きれいなまち並みを目指して [生活景観宣言] を行いましょう。

◇ 道路や公園等をきれいに保つために・・・

- ・路上喫煙、空き缶やたばこ等のポイ捨てはやめましょう。
- ・ごみを拾うことや地域での清掃などの美化活動に参加することにより、道路をきれいにしていきましょう。
- ・道路や公園等の一部を市民が手入れし、管理するアダプト事業に参加しましょう。

◇ あき地や空き家の所有者は・・・

- ・適切なあき地の管理（除草等）を行いましょう。
- ・空き家に関する相談窓口等を活用し、空き家を適切に管理しましょう。

事業者の取り組み

◇ きれいなまち並みの形成のために・・・

- ・事業所周辺の清掃、除草を定期的に行いましょう。
- ・広告の設置にあたっては、機能、位置、規模、色彩等について景観との調和に努めましょう。
- ・建築物の色彩は、「町田市景観色彩ガイドライン」を参考にして決定し、周囲との調和を図りましょう。

◇ 道路をきれいに保つために・・・

- ・ごみを拾うなどの美化活動の実施により、道路をきれいにしましょう。
- ・立て看板や商品は、道路にはみ出さないようにしましょう。
- ・自動販売機を設置する場合には、ごみポイ捨て防止への注意喚起及び空き瓶・空き缶入れの適正管理に努めましょう。

関連情報

アダプト・ア・ロード事業



町田市が管理する道路（道路に付属する施設や予定地などを含みます）を、市と協定を結んだ地域団体（事業者又は市民の組織する団体）による活動を通して、より良い環境にしようというものです。現在、47団体のみなさんが市と協定を締結し、道路の清掃活動や花壇・植栽枠での園芸活動を行っています。

市民の皆さんのがこうした活動により地域に潤いのある環境が生まれ、周りの人が活動の様子を見ることで、道路利用マナーを見つめ直す機会になるという効果があります。また、道路環境が良好な状態を保つことで、不法投棄・落書きなどの問題が少なくなります。

[お問い合わせ] 道路部 道路管理課

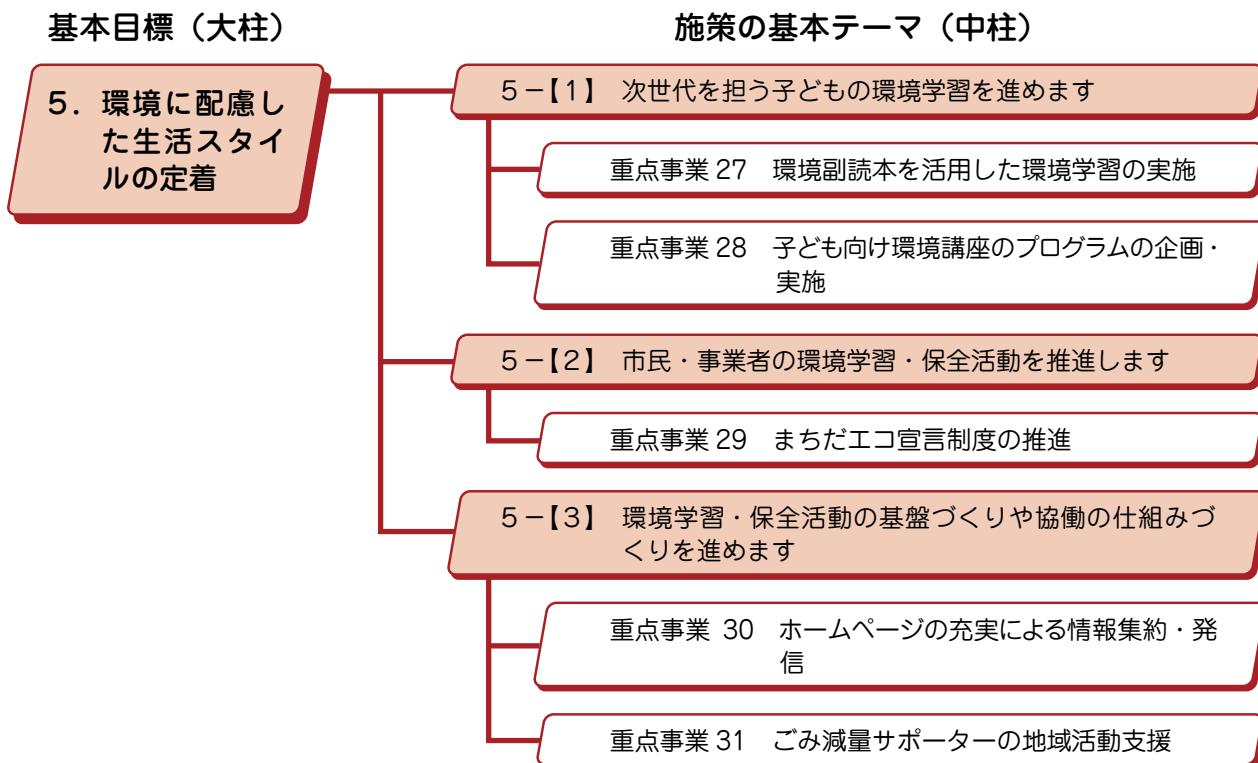
環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

2021年度までの達成目標

- 環境に配慮した行動を行っている市民の割合（2011年度、40.7%）の10ポイント増の50.7%を目指します。
- 市内の小中学校での環境教育や環境配慮行動の100%実施を目指します。
- 環境学習や環境に関するイベント等に積極的（いつも・ときどき）に参加する市民の割合（2011年度、10.6%）の7ポイント増の17.6%を目指します。

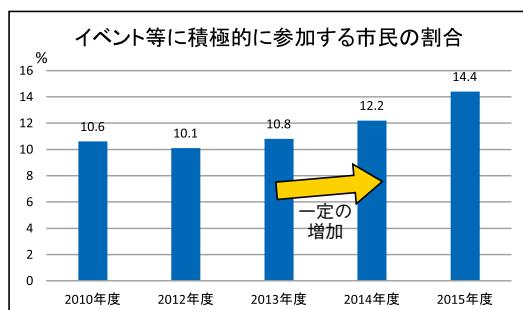
体系図



＜環境教育、環境配慮行動の現状と動向＞

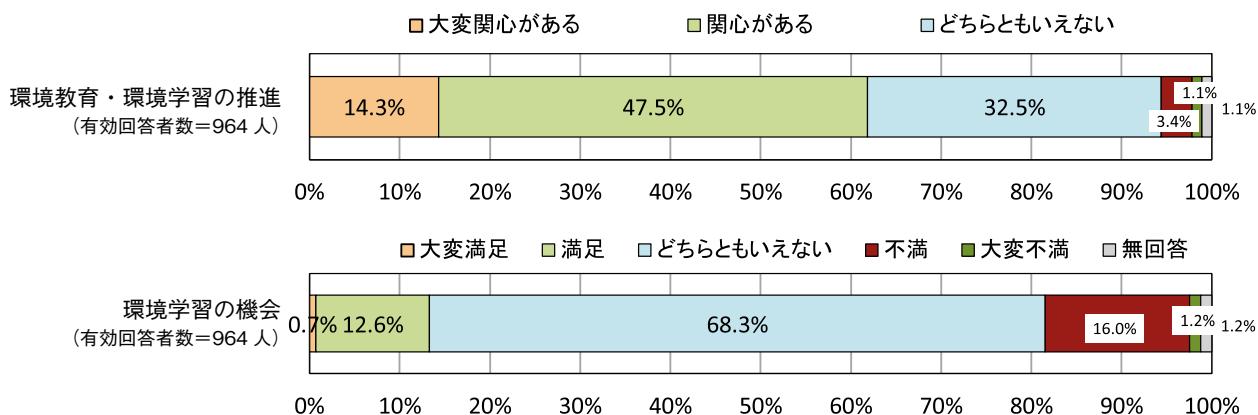
町田市では、小中学校において緑のカーテン*の設置やビオトープの作庭など、環境教育の実施に取り組んでいます。更に、まちだ市民大学 HATS*の環境講座、環境月間イベント等の環境イベントの開催など、市民・事業者の環境学習・保全活動を推進する取り組みを行っています。

近年、環境学習では、フィールドワークなどの野外講座に人気が集まっています。主な内容としては、忠生公園で行われている月例の自然観察会や、市民協働で開催されている北部丘陵の谷戸環境再生の取り組みなどが挙げられます。また、生物多様性に係る生きもの調査は、小学生を中心に毎年実施しています。



これらの活動を進めることで、イベントの参加者は増えており、毎年実施する「環境に関する市民アンケート調査」でも、環境に関する情報の収集や講座などの環境学習や環境イベントへ積極的に参加する市民の割合は、一定の増加が見られます。

また、環境教育・環境学習の推進に関心がある市民は6割を超えており、しかし、その機会に満足している市民は1割程度にとどまっています。



環境に配慮した行動を行っている市民の割合は2010年度から増加していない状況です。実際の行動につながる環境教育・環境学習の取り組みが求められています。

施策の方向性

学校における環境教育をより実際の環境に配慮した行動につなげるため、環境副読本の活用を進めます。

また、北部丘陵や鶴見川流域等で実施されている、市民・事業者による環境に関する活動を継続し更に発展させていくため、地域の人材の発掘と育成を図っていきます。また、環境学習や環境保全活動の情報を集約し発信することで、市民の参加を支援します。

5-[1] 次世代を担う子どもの環境学習を進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 学校における環境教育の充実を図ります

- 環境副読本を活用した環境教育の実施（指導課、環境政策課）
 - ・各教科等における指導、環境学習、農業体験、自然体験の実施（指導課）
 - ・ボランティアコーディネーター*等を活用した環境教育の実施（指導課）
 - ・出前講座を活用した児童・生徒、保護者への環境教育の実施（3R推進課）

施策② 子どもの環境学習・体験学習を進めます

- 子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施（環境・自然共生課及び関係各課）
 - ・こどもエコクラブ*の設立促進と活動の継続支援（環境・自然共生課）

施策③ 環境教育情報の収集・提供を図ります

- ・出前講座や大学が提供する環境教育の取り組み等、既存の環境教育プログラム情報の収集、提供（環境・自然共生課）

重点事業 27 環境副読本を活用した環境学習の実施 【5-[1]- 施策①】

新規

概要	市内公立小学校の授業や自宅学習で「環境副読本」を活用し、環境問題への意識を高めるとともに、町田市の環境についても考える機会を提供します。		
目標	環境副読本の市内公立全小学校での活用		
現状値	一	目標値	市内公立全小学校42校(2021年度)
実施時期	2016年度～：環境副読本配布		
所管課	指導課、環境政策課		

重点事業 28 子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施 【5-[1]- 施策②】

概要	子どもへの環境学習を進めるため、環境に関する実験や体験を重視した子ども向け環境講座のプログラムを企画・実施し、学習機会の充実を図ります。		
目標	新たなプログラムの企画・実施による環境学習の充実		
現状値	既存プログラムの改善 新規プログラムの実施(2015年度)	目標値	新たなプログラムの企画・実施による環境学習の充実(2021年度)
実施時期	2017年度：年間プログラム策定、環境講座継続実施		
所管課	環境・自然共生課及び関係各課		

市民の取り組み

◇ 地域で子どもたちの環境学習に協力するには・・・

- ・町田市学校支援ボランティアに登録して、環境学習に協力しましょう。
- ・子どもたちと一緒に、ごみの分別をしましょう。
- ・子どもたちと一緒に、草花を育てましょう。
- ・子どもたちと、節電・節水について話し合いましょう。

事業者の取り組み

◇ 学校等の環境教育に協力するには・・・

- ・農地、事業所や工場などを学校の環境教育の場として活用することを検討してみましょう。
- ・学校等の要請を受けたら環境教育の場に、専門的知識を持った人や環境活動に参加している人を派遣しましょう。

関連情報

町田市環境副読本

将来を担う子どもたちに、身近な話題から環境について興味を持ち、考えてもらうことを目的に、「めざせ！エコマスター - 町田市環境副読本 -」は作成されました。2016年度は市立小学校5年生に、2017年度からは4年生に配布しています。

この副読本は、「自然・地球温暖化・空気・ごみ・水」の5つの章からなり、市内の自然を紹介するとともに様々な環境問題を町田市特有の事例を交えて解説しています。

小学校の授業での活用に限らず、自宅学習の際や中学生になり更に環境への理解・关心を深めてもらう際に読み返すことができる内容になっています。

副読本や副読本に組み込まれているワークシートは、市のホームページからダウンロードできますので、環境に関するイベントや活動を実施する際に、是非ご活用ください。



[お問い合わせ] 環境資源部 環境政策課

5-[2] 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります

- ・環境に関する学習機会の提供（生涯学習センター、市民協働推進課、環境・自然共生課）
- ・ライトダウン等節電意識向上のためのキャンペーンの開催を通じた啓発（環境・自然共生課）
- ・まちづくりの検討の場での環境配慮の視点の啓発（地区街づくり課）
- ・生物多様性にかかる多様な主体の交流の場づくり（環境・自然共生課）

施策② 事業者の環境配慮への取り組みや環境保全活動を支援します

- ・中小企業が行う環境に配慮した整備への改修等に必要な資金調達への支援（産業観光課）
- ・事業者の環境保全活動の支援（環境・自然共生課、環境政策課）
- ・公益的市民活動への事業者参加の促進（公園緑地課）
- ・里山における事業者の環境保全活動の場を提供する仕組みづくり（北部丘陵整備課）

施策③ 環境に配慮した事業者を認定する制度をつくります

- ●まちだエコ宣言制度の推進（環境・自然共生課）

重点事業 29 まちだエコ宣言制度の推進 【5-[2]- 施策③】

概要	事業者と市の協働による環境配慮活動の推進に向け、自主的に環境配慮活動（エコ活動）を行っている事業者がその取り組み内容を宣言（エコ宣言）し、市に登録します。市は、その取り組み内容を市民や他の事業者に広くPRし、更なる環境配慮型の事業活動及び消費活動を促進します。		
目標	まちだエコ宣言制度への参加事業者数の増加		
現状値	67店・事業所(2015年度)	目標値	100店・事業所(2021年度)
実施時期	継続実施		
所管課	環境・自然共生課		

関連情報

東京グリーンシップ・アクション

東京に残された貴重な自然環境である、森林や里山等を保全していくために、東京都が指定した保全地域内において、企業・NPO法人等と連携した自然環境保全活動が実施されています。

2015年度は、町田市の図師小野路歴史環境保全地域、七国山緑地保全地域で環境保全農業体験や下草刈等の活動が実施されました。毎年、東京都環境局ホームページで参加企業を募集しています。

市民の取り組み

◇ 環境について知りたいときは・・・

- ・「まちだ市民大学H A T S」の環境講座などに参加し、環境について学んでみましょう。
- ・図書館で、環境に関する本や雑誌を利用しましょう。

◇ 環境のために何かしたいと思ったときは・・・

- ・環境に関するイベントに参加し、環境保全活動のきっかけにしましょう。
- ・71ページの関連情報で紹介している町田市のN P O法人の活動情報などを調べて、環境保全活動に参加してみましょう。
- ・まちだエコ宣言制度に参加している事業者を利用しましょう。

事業者の取り組み

◇ 環境配慮を検討するときは・・・

- ・環境保全のための設備の導入を図りましょう。
- ・事業者を対象にした環境学習セミナー等に積極的に参加し、事業者が取り組める環境配慮行動について学びましょう。
- ・まちだエコ宣言制度に参加しましょう。

◇ 従業員には・・・

- ・環境配慮行動を促すなどの環境教育を行いましょう。

◇ C S R（企業の社会的責任）活動の実施を検討するときは・・・

- ・68ページの関連情報で紹介している東京グリーンシップ・アクション等の、環境保全活動の実施を検討しましょう。

関連情報

市民活動に興味を持とう、やってみよう

町田市内で活動するN P O法人や市民活動団体、町内会・自治会などの地域活動団体を知ってもらうため、年に一度、町田市庁舎で「まちカフェ！（市民協働フェスティバル）」を開催しています。市内で活動する団体が一堂に集い、活動紹介をしたり、交流を深めるためのイベントです。

ボランティア活動を行う際は、まずは事故が起きないよう活動することが大事ですが、ボランティア活動中の事故によるケガや賠償責任に関しては、ボランティア活動災害補償制度があります。

[お問い合わせ] 市民部 市民協働推進課



「まちカフェ！」の様子

5-[3] 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

市の取り組み

●：重点事業に関連する取り組み、：市民等との協働事業、()：所管課

施策① 環境に関する情報を積極的に発信します

- ・環境に関する情報の発信〔広報紙等〕（環境政策課、環境・自然共生課）
- ・環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置（図書館）
- ・町田市の環境の状況・取り組み等を、白書・ホームページ等で公表（環境保全課、環境政策課）
- ・市のイベントにおける環境配慮の取り組み推進（環境政策課、環境・自然共生課）

施策② 市民・事業者の環境保全活動の情報の共有化を図ります

- 町田市内の環境保全活動・活動団体等の環境情報収集、データベース〔ホームページ〕の拡充（環境政策課）

施策③ 大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します

- ・相模原・町田大学地域コンソーシアム*や各大学と環境学習に関する取り組みを連携・協働して行うための仕組みづくり（生涯学習センター）
- ・ECO-TOPインターンの受け入れ（環境政策課）

施策④ 環境保全活動の担い手の育成、人材の活用を図ります

-  ●ごみ減量サポーター*の活動による町内会におけるごみ減量意識の定着の支援（3R推進課）
-  ・環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施（環境・自然共生課、環境政策課）

重点事業 30 ホームページの充実による情報集約・発信 【5-[3]- 施策②】

概要	町田市ホームページに作成した「エコページ」を活用し 環境情報の収集・発信を強化します。また、分野別・年代別など、わかりやすい情報発信を行います。		
目標	<ul style="list-style-type: none">①エコページへのアクセス数の増加②分野別・年代別環境学習一覧の作成		
現状値	①3,987件(2015年度) ②—	目標値	①8,000件(2021年度) ②環境学習一覧の作成(2018年度)
実施時期	～2017年度：検討・準備、2018年度：作成、2019年度：運用		
所管課	環境政策課、関係各課		

重点事業 31 ごみ減量サポーターの地域活動支援 【5-[3]- 施策④】

新規

概要	町内会・自治会で、出前講座やリサイクル広場、ダンボールコンポスト説明会等を開催するなど、「ごみ減量サポーター」がそれぞれの地域で、ごみ減量をすすめ、地域で活躍する取り組みを支援します。		
目標	ごみ減量サポーターが主体となり、出前講座やリサイクル広場の開催、大型生ごみ処理機導入を行う団体数の増加		
現状値	一	目標値	10団体/年
実施時期	2017年度から実施		
所管課	3R推進課		

市民の取り組み

◇ 町田市内の環境保全活動を知りたい、参加したいと思ったときは・・・

- ・町田市内の環境保全活動・活動団体等の環境に関する情報を収集したホームページ（作成予定）等を利用して、環境保全活動の情報を調べ、参加してみましょう。
- ・関連情報で紹介している町田市のNPO法人等の環境保全活動に参加してみましょう。
- ・友人や自治会等でグループを作り、環境保全活動を実践してみましょう。

◇ 事業者に環境配慮行動を提案するときは・・・

- ・店舗等に置いてある意見カード、ご意見箱等の活用により、事業者に環境配慮の取り組みを提案してみましょう。

事業者の取り組み

◇ 環境保全活動への参加・協力は・・・

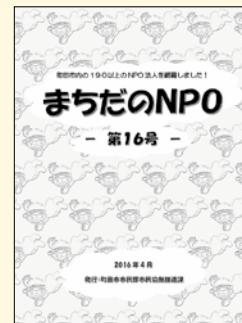
- ・市やNPO団体・地域住民からの協力要請を受けたら、地域の自然環境保全活動などに積極的に参加・協力しましょう。
- ・環境保全活動団体等に資金や人材の協力・支援を行いましょう。

関連情報

町田市のNPO法人等の活動

町田市内に事務所を持つNPO法人は198団体(2016年1月31日現在)あり、環境保全活動を行う団体も多数あります。町田市ホームページでは、活動内容や連絡先がわかる市内のNPO法人を確認することができます。

市内にはこの他にも、法人格を取らずに活動する団体もたくさんあります。また、生物多様性に関連する活動を行う団体の情報を、町田市ホームページの「町田市の生物多様性のページ」で紹介しています。



基本目標1. 地域で取り組む地球温暖化の防止 ~低炭素社会を目指すまちづくり~

達成目標	基準年度値	現状値	目標値
市民一人あたりの二酸化炭素排出量(2010年度、3.8t-CO ₂ /人)の10%削減を目指します。	3.8t-CO ₂ /人 (2010年度)	3.89t-CO ₂ /人 (2015年度)	3.42t-CO ₂ /人 (2021年度)
【算出方法・資料】 市民一人あたりの二酸化炭素排出量=電気・都市ガス、自動車の利用及び一般廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量(プロパンガスは含まない)/人口			
再生可能エネルギーの市内エネルギー消費量に対する割合0.3%(2010年度、0.05%)を目指します。	0.05% (2010年度)	0.15% (2015年度)	0.3% (2021年度)
【算出方法・資料】 市内の再生可能エネルギー使用量※/市内のエネルギー消費量(電力・都市ガス・ガソリン・軽油)×100 ※市内の再生可能エネルギー使用量=太陽電池モジュール最大出力×単位出力あたりの必要面積×最適角平均日射量×補正係数×365(日/年)			
マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合(2011年度、37.1%)の10ポイント増の47.1%を目指します。	37.1% (2011年度)	33.6% (2015年度)	47.1% (2021年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握			

基本目標2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全 ~水とみどりと生き物を守り育むまちづくり~

達成目標	基準年度値	現状値	目標値
市域面積に占める安定的に確保された緑地の割合(2010年度、28.9%)を、2020年度までに概ね30.0%確保することを目指します。【町田市緑の基本計画2020】	28.9% (2010年度)	28.6% (2015年度)	30.0% (2020年度)
【算出方法・資料】 安定的に確保された緑地※の面積/市域面積×100 ※安定的に確保された緑地とは、①都市公園等の都市施設とする緑地(公園緑地等)、②制度上安定した緑地(生産緑地地区等)、③社会通念上安定した緑地(ゴルフ場、社寺境内地等)である。			
町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて満足している市民の割合(2011年度、39.8%)の10ポイント増の49.8%を目指します。	39.8% (2011年度)	43.3% (2015年度)	49.8% (2021年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握			
生きものに関心のある市民の割合40%(2013年度、31.3%)を目指します。	31.3% (2013年度)	28.1% (2015年度)	40.0% (2021年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握			

基本目標3. 持続可能な循環型社会の構築 ~ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり~

達成目標	基準年度値	現状値	目標値
ごみとして処理する量(資源ごみを除く)(2009年度、9万9千t)を40%削減し、2020年度に6万tにします) 【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	9万9千t (2009年度)	9万7千t (2015年度)	6万t (2020年度)
【算出方法・資料】 総ごみ量－資源ごみ量			
一人一日あたりの総ごみ量(資源ごみを含む)(2010年度、842g/人・日)を、2020年度までに782g/人・日に削減することを目指します。 【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	842g/人・日 (2010年度)	806g/人・日 (2015年度)	782g/人・日 (2020年度)
【算出方法・資料】 総ごみ量／人口／365日(または366日)			
資源化率(2010年度、26.7%)を、2020年度までに54%まで高めることを目指します。 【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	26.7% (2010年度)	25.7% (2015年度)	54% (2020年度)
【算出方法・資料】 資源ごみ量／総ごみ量 ×100			

基本目標4. 良好的な生活環境の創造 ~安全で快適な暮らしを実現するまちづくり~

達成目標	基準年度値	現状値	目標値
大気に関する項目の環境基準の達成を目指します。 (対象: SO ₂ (二酸化硫黄)、NO ₂ (二酸化窒素)、SPM(浮遊粒子状物質))	SO ₂ 100% NO ₂ 100% SPM 100% (2010年度)	SO ₂ 100% NO ₂ 100% SPM 100% (2015年度)	達成率100% (2021年度)
【算出方法・資料】 環境基準達成測定地点数／全測定地点数 ×100 SO ₂ 環境基準: 1時間値の1日の平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppmであること。 NO ₂ 環境基準: 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 SPM 環境基準: 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。			
鶴見川、境川、恩田川の水質に関する環境基準の達成を目指します。 (対象: pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)、DO(溶存酸素量))	鶴見川 pH 100% BOD 100% SS 100% DO 100% 境川 pH 100% BOD 100% SS 100% DO 100% 恩田川 pH 83% BOD 100% SS 100% DO 100% (2010年度)	鶴見川 pH 84% BOD 100% SS 100% DO 100% 境川 pH 85% BOD 100% SS 100% DO 100% 恩田川 pH 50% BOD 100% SS 100% DO 100% (2015年度)	達成率100% (2021年度)
【算出方法・資料】 環境基準達成回数／(水質測定地点数 × 測定回数) ×100 鶴見川(D類型)、境川(D類型) pH 環境基準: 6.0～8.5 BOD 環境基準: 8mg/L以下 SS 環境基準: 100mg/L以下 DO 環境基準: 2mg/L以上 恩田川(C類型) pH 環境基準: 6.0～8.5 BOD 環境基準: 5mg/L以下 SS 環境基準: 50mg/L以下 DO 環境基準: 5mg/L以上			

達成目標	基準年度値	現状値	目標値
居住地の周辺環境について満足している市民の割合(2011年度、62.7%)の5ポイント増の67.7%を目指します。	62.7% (2011年度)	66.5% (2015年度)	67.7% (2021年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握			

基本目標5. 環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～

達成目標	基準年度値	現状値	目標値
環境に配慮した行動を行っている市民の割合(2011年度、40.7%)の10ポイント増の50.7%を目指します。	40.7% (2011年度)	39.7% (2015年度)	50.7% (2021年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握			
市内の小中学校での環境教育や環境配慮行動の100%実施を目指します。	—	100% (2015年度)	100% (2021年度)
【算出方法・資料】 小中学校での環境教育や環境配慮行動の実施率			
環境学習や環境に関するイベント等に積極的(いつも・ときどき)に参加する市民の割合(2011年度、10.6%)の7ポイント増の17.6%を目指します。	10.6% (2011年度)	14.4% (2015年度)	17.6% (2021年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握			

付属資料2

前期アクションプラン 重点事業の進捗結果

達成見込みの表記／○達成済み ○達成予定 △達成困難

番号	重点事業名	目標	基準値	目標値 (目標年度)	進捗結果	
					現状値 (2015年度末)	達成 見込み
1	地球温暖化対策取り組み促進の仕組みづくり	地球温暖化対策取り組み促進の仕組みの構築	—	仕組みの構築及び運用 (2014年度)	「わたしのエコ宣言」の開始	○
2	家庭における再生可能エネルギー利用の促進	太陽光発電システム累計設置補助件数の増加 ①戸建住宅 ②共同住宅	① 959件 ② —	① 2,800件 (2016年度) ② 50件 (2016年度)	① 2,688件 ② 35件	○
3	事業者への再生可能エネルギー導入支援	再生可能エネルギー導入についての市内事業者向け支援策の構築	—	支援策の構築及び運用 (2015年度)	・共同住宅オーナーへの補助9件実施 ・支援策の方向性決定	○
4	エコドライブの周知、普及・啓発の実施	エコドライブ実践者の割合の増加	24.8%		・環境改善整備資金問い合わせ2件 ・街路灯LED化に関する補助金交付2商店会	
5	町田市ふるさとの森の保全	制度上安定した緑地面積の増加	860 ha	880 ha (2016年度)	833.18ha	△
6	みどりの拠点整備	①今後5年間の都市計画公園・緑地整備施設数 ②今後5年間の都市計画公園・緑地用地取得面積	① — ② —	① 3施設 (2016年度) ② 13.6ha (2016年度)	① 1施設 ② 5.79ha	△
7	街区公園の整備	今後5年間の街区公園整備箇所数	—	5箇所 (2016年度)	3箇所	△
8	歩道の透水性舗装の整備	透水性舗装面積の増加	17,383m ²	26,857m ² (2016年度)	25,958m ²	○

達成見込みの表記／○達成済み ○達成予定 △達成困難

番号	重点事業名	目標	進捗結果			
			基準値	目標値 (目標年度)	現状値 (2015年度末)	達成 見込み
9	水辺の魅力の発信	水辺とのふれあいについて満足している市民の割合の増加	39.8%	44.8 % (2016 年度)	43.3%	○
10	生物多様性保全のための仕組みづくり	生物多様性保全のための仕組みの構築	—	仕組みの構築及び運用 (2014 年度)	「町田生きもの共生プラン」運用開始	○
11	北部丘陵の整備	北部丘陵地域内整備事業用地の活用面積の増加	27.8 ha	43.9 ha (2016 年度)	39.6ha	△
12	遊休農地のあっせん	農地あっせん件数	0 件	30 件 (2016 年度)	81件	○
13	フットパスの振興	道標整備が完了したフットパスルート数の増加	1 / 22 ルート	7 ルート (2016 年度)	2ルート	△
14	ごみ減量に関する出前講座の充実	出前講座実施回数の増加	36 回／年	50 回／年 (2016 年度)	112回／年	○
15	マイボトル・マイバッグなどの利用促進	キャンペーンの実施回数の増加	1 回／年	5 回／年 (2016 年度)	5回／年	○
16	市内事業所のごみ減量の推進	市内事業所への訪問件数の増加	55 件／年	100 件／年 (2016 年度)	195件	○
17	生ごみ処理機の導入促進	生ごみ自家処理世帯数の増加	8,676 世帯	10,000 世帯 (2016 年度)	10,014世帯	○
18	資源循環型施設の整備	資源循環型施設の整備	「施設整備基本計画」を策定中	施工業者決定 (2016 年度)	事業実施方針の公表	○

達成見込みの表記／◎達成済み ○達成予定 △達成困難

番号	重点事業名	目標	基準値	目標値 (目標年度)	進捗結果	
						達成 見込み
19	路線バス利用環境整備	①バス路線網の再編 ②乗り継ぎシステムの整備	①一 ②一	①着手 (2016年度) ②着手 (2016年度)	①着手(3車線化の協議等) ②着手(基礎調査実施)	◎
20	自転車利用環境の整備	①自転車レーン設置 ②自転車等駐車場の収容台数の増加	①一 ②18,578台	①2km (2014年度) ②19,500台 (2016年度)	①2km ②20,400台	◎
21	下水道未整備箇所の汚水管整備の推進	下水道人口普及率の増加	95.7%	98.1% (2016年度)	98.5%	◎
22	下水処理水の水質向上	高度処理化率の増加(準高度処理を含む)	9.8%	19.4% (2016年度)	9.8%	△
23	有害化学物質の適正管理・処理の指導	工場や指定作業場及び水質汚濁防止法特定施設への入り指導件数の増加	3件/年	全対象施設への実施 (2016年度)	全対象施設への実施を完了(累計件数87件/全66件)	◎
24	景観ガイドラインの策定	①「公共事業景観形成指針」の策定 ②「(仮称)屋外広告物ガイドライン」の策定	①一 ②一	①「公共事業景観形成指針」の策定(2012年度) ②「(仮称)屋外広告物ガイドライン」の策定(2014年度)	①策定済(2012年度) ②策定準備中	△
25	子どもへの環境学習の推進	子ども向け環境講座のプログラムの策定・実施	—	環境講座のプログラム策定・実施 (2015年度)	新たなメニューの企画・実施	◎
26	市民協働による環境マップの作成	環境マップの作成・配布	—	作成・配布 (2014年度～毎年)	作成・公開	◎
27	まちだエコ宣言制度の推進	まちだエコ宣言制度への参加事業者数	—	50店・事業所 (2016年度)	67店・事業所	◎
28	環境情報・活動についてのホームページの立ち上げ	ホームページの作成・運用	—	ホームページの作成・運用 (2014年度)	新しいインデックスページの運用・改善	◎

英数字**3R**

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制 (Reduce : リデュース)、②資源や製品の再使用 (Reuse : リユース)、③再資源化 (Recycle : リサイクル) の順で重視する。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標の1つ。河川の環境基準や事業所の排水基準などで定められている。数値 (mg/L) が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

DO(溶存酸素量)

水中に溶解している酸素の量。魚介類が生存するためには 3mg/L 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/L 以上が必要であるといわれている。数値 (mg/L) が大きいほど良好な水質であることを示す。

NO₂(二酸化窒素)

物が燃えると必ず発生するガスである窒素酸化物 (NO_x) の1つ。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。二酸化窒素は、人間の呼吸器に悪影響を与える。

O_x(光化学オキシダント)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質。光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し呼吸器への影響を及ぼすおそれがある他、農作物など植物への影響も報告されている。

pH(水素イオン濃度)

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。

SS(浮遊物質量)

水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の

粒子状物質の量。粘土鉱物、動植物プランクトンやその死骸、工場排水等に由来する有機物や金属の沈殿物等である。数値 (mg/L) が大きいほど、水が濁っていることを示す。

SO₂(二酸化硫黄)

工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際に発生するガス。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

SPM(浮遊粒子状物質)

浮遊粉じんのうち、10 μm 以下の粒子状物質。ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度では、肺や気管などに沈着し呼吸器に悪影響を与えるおそれがある。

VOC(揮発性有機化合物)

塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され、蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が該当する。

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

住まい全体で省エネルギーを目指すと同時に新エネルギーを活用し、全体のエネルギー収支をゼロにすることを目指す住宅。

あ**アイドリングストップ**

自動車の停車時にエンジンを停止させること。不必要的アイドリングをやめることで、自動車の燃料の節約、排ガスの削減ができる。

アスベスト

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物。纖維が極めて細いため、研磨、切断、除去等により、飛散して人が吸入してしまうおそれがある。現在では、原則として製造等が禁止されている。

アダプト・ア・ロード事業

町田市が管理する道路用地などの公共財産を市民団体の手でより良い空間にしようとする制度。市民団体の自主的な活動で道路環境改善に向けた花壇の育成や道路の清掃活動、道路利用マナー向上の啓発活動などに取り組んでいる。

アダプト事業

行政が事業者や市民の組織する団体が自主的に行う活動と連携して取り組む事業。

雨水貯留施設

雨水浸透施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させることにより、河川への雨水流出量を抑制する施設のこと。水害の防止や地下水の涵養に効果がある。地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。なお、貯留した雨水はポンプで汲み上げて雑用水として利用が可能である。

エコセメント

ごみ焼却灰や下水汚泥等を原料として生産されたセメントのこと。1,300℃前後の高温で焼成するため、廃棄物に含まれるダイオキシン類など有機化合物は分解される。これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をリサイクルできるため、逼迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されている。

エコドライブ

燃費のよい自動車の運転を心がけること。加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどがある。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業者の愛称。東京都が審査し、認定を行う。

エネルギー管理システム

(Energy Management System)

エネルギーが効率的に使用されるように管理して、エネルギー利用の最適化を図っていく技術のこと。データを表示して利用者の省エネ行動につなげるシステムや自動的に使用量を調整する機能を持つシステムまでさまざまなシステムがある。「H EMS」は、家庭(Home)用のシステムであり、「B EMS」は、ビル(Building)用のシステ

ムである。

援農ボランティア

農繁期に、人手の足りない農家に出向いて農作業を行うボランティアのこと。町田市では、農業を支える新たな「農の担い手」としての援農ボランティアを支援・育成するために農業研修事業を行っている。

温室効果ガス

温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、地球温暖化を引き起こしている。

か

外来生物

海外から我が国に人為的または無作為に入り、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物。在来種を駆逐するなどして地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来生物もいる。

合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。国内の浄化槽は、単独処理浄化槽の整備から始ましたが、生活雑排水を処理できないため、現在は、合併浄化槽の普及が進められている。町田市においては、下水道の整備を進めているが、未整備地区については合併処理浄化槽の普及を図っている。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壤、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくかを定めたものである。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

揮発性有機化合物（VOC）

塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され、蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が該当する。

景観づくり市民サポーター

景観づくりを進める一環として、市民主体の景観の普及・啓発活動に取り組んでいただける市民の方々を募集・ボランティア登録している。2011年度から、公募により参加した市民が活動している。

下水道人口普及率

行政区域内人口に占める、下水道処理区域内の人口の割合。

公益的市民活動団体

市が維持管理する公園緑地が、より安全で市民に愛され親しまれる場となるよう、公園施設の安全確認や清掃などの維持管理の活動を愛着を持って行う地域の方々で構成された団体で、公園緑地課に登録された団体。町内会・自治会を原則とし、公園緑地の周囲にお住まいの方や町内会・自治会の環境部、老人会・子ども会など約200団体(約400公園)が活動している。

光化学スモッグ（注意報）

自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受け光化学反応が起こると、光化学オキシダントが発生する。風が弱く、日照が強く、気温が高いなどの気象条件により、地表近くに光化学オキシダントがたまり白くモヤのかかった現象を光化学スモッグという。光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するときに東京都が発令する注意報を光化学スモッグ注意報という。

高度処理

下水処理標準法（活性汚泥に含まれる微生物の働きを利用し、汚れを取り除く水処理方法）で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う下水処理方法。処理過程に、嫌気槽、無酸素槽、好気槽を設け、微生物の働きをより引き出すことにより、窒素やりんをさらに取り除くことができる。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。子どもたちの環境保

全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

ごみ減量サポーター

町内会・自治会からの推薦のもとに、市長が2年の任期で委嘱する「廃棄物減量等推進員」の愛称。地域に密着し、ごみの減量と資源化への取り組みを推進していく「地域のリーダー」。

ごみの資源化施設

「町田市資源循環型施設整備基本計画（2013年4月）」に基づき、リサイクル文化センターの敷地内に整備する熱回収施設等（焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）と、相原地区・上小山田地区に整備する資源ごみ処理施設（容器包装プラスチック、BIN・カン、ペットボトル等を資源化する施設）のこと。

さ

再資源化

ごみを資源として再び利用すること。

再使用

リユース（Reuse）とも呼ばれ、いったん使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。3R活動の中で発生抑制の次に重要な取り組み。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の化石燃料によらないエネルギーの総称。再生が可能であるため、再生可能エネルギーとよばれる。

相模原・町田大学地域コンソーシアム

町田市と相模原市の行政や近隣の大学、NPO、企業による共同事業体。魅力あふれる地域社会を創造することを目的として、それぞれの専門性や特性を活かした協働を通じ、多彩な学びの場の提供、まちづくりの担い手の育成、新たな文化・福祉・産業の発展を目指したさまざまなプロジェクト等を展開している。

資源化

資源として利用すること。町田市では、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」に基づき、ごみの減

量・資源化に取り組んでいる。

資源化率

一般廃棄物の総ごみ量に対する資源の量の割合。本プランでは、焼却処理後の灰から資源化する工コセメント量は算出の対象としていない。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後に循環的な利用が行われない資源は適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

水源涵養域

田、畠、森林、水域など、雨水や地下水を染み込ませ蓄えておける場所。水源涵養域が減少すると、地下水の量が減るだけではなく、雨水が一気に河川に流れこむことによる水害の発生が懸念される。

スマートエネルギー都市

「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えた都市のこと。東京都は、「東京都環境基本計画（2016年3月）」の中で、省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入の取組や水素エネルギーの活用により、スマートエネルギー都市を実現することを政策の柱の一つとした。

生活風景宣言

自宅周辺の清掃や花壇の手入れなど、「まちの美化」につながる身近な取り組みを宣言することにより、“景観”的言葉の定着や意識の向上を図る制度。

生物多様性

全ての生物の間に違いがあること。生物の多様性に関する条約では、生態系・種間（種）・種内（遺伝子）の3つのレベルにおいてそれぞれ多様性があるとしている。

た

段階的高度処理

下水処理標準法の水処理施設において、既存施設・

設備を活かし、運転管理の工夫と最小限の設備改造を組み合わせることで、窒素やりんの削減効果を高める水処理方法。標準法の施設を高度処理化するまでの段階的な取り組みとして位置づけられている。

地産地消

地域で生産された資源をその地域で消費する取り組み。例えば、地域で生産された農林水産物を、生産された地域内において消費すること。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ないので、ソーラーカー、電気自動車、水素自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などのこと。大気汚染だけでなく、地球温暖化防止の観点からも普及が期待されている。

低炭素社会

地球温暖化の進行を防ぐために、温室効果ガスの排出を極力抑えた社会のこと。エコな生活スタイルの選択、省エネ製品の選択、自然を利用したエネルギーの選択などにより実現を目指す。

出前講座

町田市が学校や地域に対して開催している学習講座。町田市の職員や市民団体等が講師となる。2015年度現在は、「資源とごみ」をテーマにした講座があり、普段目にしてることのないごみ処理場や処理方法、処理後のこと等について細かく学ぶことができる。

電気自動車

電気エネルギーにより走行する自動車。走行中に排気ガスを出さず、騒音も少ないという特徴がある。

電波障害

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすこと。町田市では、中高層建築物の建設にあたり、事業者に対して電波障害の発生について事前調査を促し、障害発生時の対策について指導を行っている。

な

生ごみ処理機

生ごみなどの有機物を処理する家電製品。生ごみを脱水、加熱・蒸発して減量する乾燥型や、微生物を利用して生ごみを水と炭酸ガスに分解する微生物分解型などがある。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

住まい全体で省エネルギーを目指すと同時に新エネルギーを活用し、全体のエネルギー収支をゼロにすることを目指す住宅。

燃料電池自動車

搭載した燃料電池で燃料から発電し発動機を動かして走る自動車。水素を燃料としている燃料電池自動車は、燃料電池に水素と空気中の酸素を取り込み、化学反応により発電した電気で走る。走行時に排出するのは水だけで、CO₂やNO_x(窒素酸化物)、SO_x(硫黄酸化物)などの大気汚染の原因となる有害物質を排出しない低公害車である。

は

バイオガス化(施設)

バイオガスとは、生ごみなど有機物を酸素の少ない状態でメタン発酵させて生成するメタンガスのこと。生ごみ等の有機質からバイオガスを回収・利用する施設のことをバイオガス化施設という。

廃棄物管理責任者

「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」により定められた、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務の担当者のこと。事業用途に供する部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建築物の所有者が選任し、市長に届け出を行う。

廃棄物減量等推進員(ごみ減量サポーター)

「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」により定められた、地域に密着して、ごみの減量と資源化への取組みを推進していく地域のリーダーのこと。町内会・自治会が推薦し、市長が委嘱を行う。現在、およそ300名が地域で活動している。

発生抑制

リデュース(Reduce)とも呼ばれ、ごみの発生

自体を抑制すること。原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

パリ協定

2015年にパリ市で開催されたCOP21において採択された、2020年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みに関する協定。世界共通の長期目標として産業革命前からの平均気温を2℃未満に保つこと、1.5℃に抑える努力を追及することが明記され、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロとすることを目標に掲げた。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

光害(ひかりがい)

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。動植物の生態系に対する影響も懸念されている。

ボランティアコーディネーター

「ボランティア活動をしたい人」と「ボランティアを必要とする人」双方の要望や必要性を満たすために支援や調整を行う人のこと。学校からの要望を地域に伝え、事業に適した地域の方々を学校に紹介し、授業を充実させたり、学校環境を豊かにしたりする支援を行う。

ま

町田市一般廃棄物資源化基本計画

町田市の一般廃棄物処理の基本となる計画。市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指している。2009年度を基準として2020年度にごみとして処理する量を40%削減する目標を設定している。2011年4月に策定。

町田市環境基本条例

良好な環境を確保し、より良い形で将来の世代に引き継ぐことを目的に、行政はもとより、町田市に関わるすべての人々が共通して環境の保全・回復・創造に向けて取り組むための方向性を示した

条例。市・事業者・市民の責務を明確にしている。
2000年12月に制定、2001年7月に施行。

町田市緑の基本計画

「緑地の適正な保全」や「緑化の推進」さらには「公園緑地の整備」に関して、その将来像・目標など、みどりのあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、みどりとオープンスペースに関する総合的な計画。1999年9月に策定、2011年6月に改定。

まちだ市民大学H A T S

「あなたを励まし、地域を育てる」を基本理念に、市民の学習機会の提供を行うため、1993年に開講した市民大学。名称にある「H A T S」は、Humanity（人間性）、Art&Literature（芸術・文芸）、Technology&Science（技術・科学）、Sports&Health（スポーツ・健康）という市民大学の学習領域を示している。

水循環

大気・流域・地下・水域の4つの場における水の移動（循環）のこと。循環には、雨が降り、地面を流れて川や海へ流れ込んだり、地下に染み込んだり、また水蒸気となって雲になるといった自然の水循環、ダムによる貯留と放流、農業用水、生活用水、工業用水など各種用水の河川からの取水と排水、地下水の利用などの人工的な水循環がある。

みどりのカーテン

つる性の植物を窓の外にカーテンのようにはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える取り組み。省エネ効果、ヒートアイランドの緩和効果、二酸化炭素吸収効果等が期待される。

や

谷戸

台地や丘陵地が湧水などの浸食によって複雑に刻み込まれた地形。谷戸の多様な自然環境では、多様な生物が生育・生息している。

有害化学物質

人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

容器包装プラスチック

商品を使ったり、取り出した後に不要になるプラスチック製の容器や包装のこと。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」において、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等の促進が求められている。

ら

リレーセンターみなみ

市南部の「燃やせるごみの収集・運搬の中継施設」。市南部で収集した可燃ごみは、リレーセンターみなみで大型コンテナに詰め替えられ、下小山田町の清掃工場まで運ばれている。収集車の走行距離を減らすことができるため、道路の混雑緩和や収集車からの排気ガスの削減につながる。2016年4月からは、容器包装プラスチックの資源化施設を新たに整備し、全市域に先行して容器包装プラスチックの分別収集・資源化を行っている。

歴史的文化的環境

「歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているもの（町田市環境基本条例第2条(2)より）」を指す。



町田市エコキャラクター

ハスのん

2012年11月、第二次町田市環境マスター プランを推進するため、市民の皆様の投票により、町田市エコキャラクター『ハスのん』は誕生しました。

大賀ハスで有名な薬師池で生まれた『ハスのん』は、広報紙や環境に関するイベントで活動しています。



FC町田ゼルビア協働イベント



環境月間イベント

後期アクションプラン ～第二次町田市環境マスター プラン推進計画～

編集・発行 町田市 環境資源部 環境政策課

所在地 〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話 042-724-4386

発行年月 2017年4月

印 刷 コムネット株式会社

刊行物番号 17-2

後期アクションプラン

第二次町田市環境マスタープラン推進計画
2017～2021



市の鳥：カワセミ



市の木：ケヤキ



市の花：サルビア